

# 佐賀県地域福祉支援計画Ver.5

令和元年8月  
佐 賀 県

# 目次

I 計画の概要	4
1 計画策定の経過	4
2 社会福祉法の一部改正について	5
3 計画の性格	6
4 計画の期間、推進体制	7
II 計画の重点事項等	8
III 基本理念	10
IV 基本目標等	13
V 佐賀県の現状	17
VI 基本目標達成のための取組方針・具体的取組	26
1 すべての人に出番のある、住民主体の地域社会 さが	26
(1) 高齢者・障害者・難病患者などすべての人が活動できる、出番のあるまちづくり	28
(2) 高齢者・障害者・難病患者・ひとり親家庭の親などの就労、社会参加・復帰の促進	35
(3) ボランティア活動、CSO活動の促進	44
(4) 市町、社会福祉協議会、民生委員・児童委員などによる地域福祉活動の充実と実践	47
2 すべての人に居場所と安心を届けるサービス さが	49
(1) 対象者別サービス、相談窓口の充実	52
(2) 対象者を広くしたサービスの促進及び従来の支援対象からもれている方に対する支援	60

# 目次

(3) 成年後見、福祉サービスの利用援助	65
(4) 家族と本人のレスパイト支援	67
(5) 相談窓口ワンストップ化	68
(6) 相談・支援機関の集積を活かした活用促進	72
(7) 市町と県、社協の役割分担と連携	75
(8) 誰も置き去りにしない地域防災体制の確立	77
(9) 生活困窮者に寄り添った自立支援	80
<b>3 住民とともに支える地域のネットワーク さが</b>	<b>83</b>
(1) 住民、団体等との情報提供と情報交換	85
(2) 専門的な医療・介護・福祉の連携	87
(3) 各種相談窓口、センターの相互理解と連携強化	91
(4) 地域におけるネットワークづくり	95
(5) 家族の理解を深める機会の充実	100
<b>4 地域を支え、現場を輝かせるふくし人材 さが</b>	<b>103</b>
(1) 福祉人材の確保、育成、資質向上	105
(2) 福祉人材の働きやすい環境づくり	117
(3) 高齢者、障害者等の福祉活動参加	118
(4) 成年後見人の確保、市民後見人の普及	120

# I 計画の概要

## 1 計画策定の経過

- 平成12年に社会福祉事業法が社会福祉法に改正されたことにより、同法第4条に『地域福祉の推進』が明記されました。併せて地域福祉計画(都道府県地域福祉支援計画・市町村地域福祉計画)の策定が求められました。
- そのため、本県では、平成16年3月に、平成16年度から平成20年度までの5年間を計画期間とする佐賀県地域福祉支援計画を策定しました。
- その後、平成19年度に、内容の一部見直しとあわせて、計画期間を県の総合計画と整合させるため平成22年度までの7年間に延長しました。
- さらに、各福祉分野の関連計画を包含するものとなるよう計画を見直し、平成24年10月に、平成24年度から平成26年度までの3年計画を策定しました。
- そして、地域福祉をめぐる情勢変化や本県の現状と課題を踏まえて計画を見直し、平成27年12月に、平成27年度から平成30年度までの4年計画を策定しました。
- 今回、社会福祉法の一部改正により、計画へ新たに盛り込むべき事項が追加されたことや本県の現状と課題を踏まえ、計画の改定をすることとしたものです。

# I 計画の概要

## 2 社会福祉法の一部改正について

### 【社会福祉法の一部改正（平成30年4月1日施行）の概要】

#### (1)「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す。

#### (2) (1)の理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
  - 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関（※）と連絡調整等を行う体制
- （※）例えば、地区社会福祉協議会※、市区町村社会福祉協議会の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

#### (3) 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。（都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。）

[厚生労働省 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律概要を参考に作成]

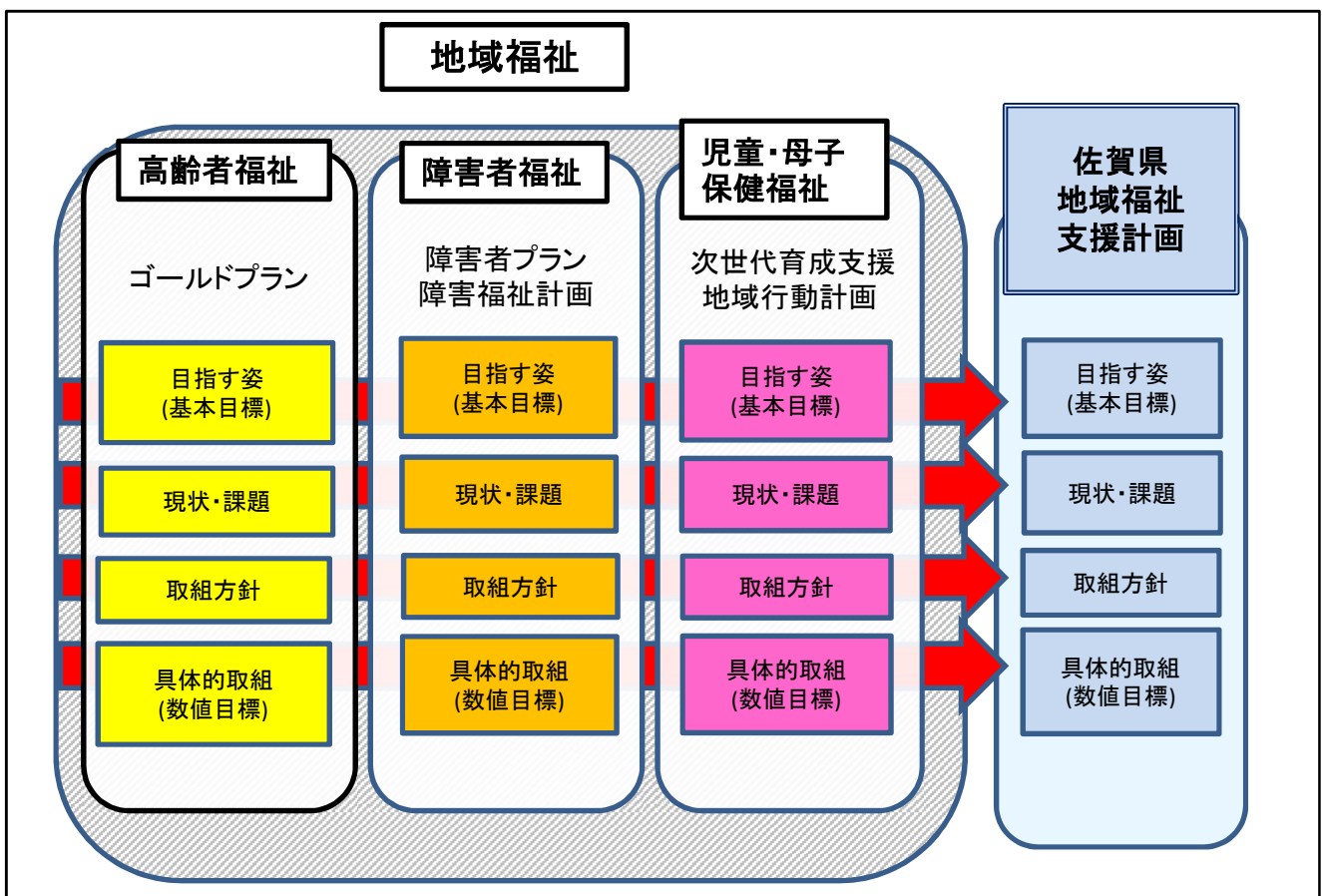
※地区社会福祉協議会…住民にとって最も身近な社会福祉協議会として、地域住民が主体となり組織されている任意の団体。地区の福祉課題を捉え、より具体的な地域福祉活動を展開している。

# I 計画の概要

## 3 計画の性格

●本計画は、社会福祉法第108条に定めのある都道府県地域福祉支援計画です。

●また、佐賀県総合計画2019、さがゴールドプラン、佐賀県障害者プラン、佐賀県次世代育成支援地域行動計画などの関連計画との連携を図りながら推進されるものです。



# I 計画の概要

## 4 計画の期間

- 本計画の期間は、令和元年度(2019年)から令和4年度(2022年)までの4年間とします。(佐賀県総合計画2019の期間に合わせるもの)

## 計画の推進体制

- 本計画の推進に当たっては、地域福祉活動における民間と行政の役割分担について留意しながら取り組みます。
- さらに、福祉・保健・医療分野はもとより、教育、労働、交通、まちづくりなど生活関連分野を担当する関係部局とも連携しながら取り組みます。
- なお、本計画がより実効性のあるものとなるよう、毎年、佐賀県地域福祉支援計画推進委員会を開催します。そこで、各取組の進捗状況を報告するなど、PDCAサイクル(PLAN計画、DO実行、CHECK評価、ACT改善)に基づき計画の進行管理を行います。

## Ⅱ 計画の重点事項等

●本計画には、県の地域福祉支援計画として必須とされる以下の項目を盛り込んでいます。

### 各福祉分野が共通して取り組むべき事項

▶福祉分野相互、福祉と他の分野などにおける、様々な主体の役割分担と連携のあり方について、後述するⅥ取組方針・具体的取組においてできるだけ具体的に記載します。

### 市町の地域福祉の支援方針

▶具体的には、後述するⅢ基本理念・Ⅳ基本目標を佐賀県の地域福祉推進の目指す姿及び到達目標として示すこととあわせて、Ⅵ取組方針・具体的取組の中で、市町に対する具体的な支援内容を示します。

### 社会福祉の担い手確保と資質向上

▶具体的には、後述するⅣ基本目標「地域を支え、現場を輝かせるふくし人材 さが」及びⅥ取組方針・具体的取組において具体的な内容を示します。



## Ⅱ 計画の重点事項等

### 福祉サービスの適切な利用、社会福祉事業の健全な発達のための基盤整備

▶具体的には、後述するⅣ基本目標「すべての人に居場所と安心を届けるサービス さが」及びⅥ取組方針・具体的取組において具体的な内容を示します。

### 市町における包括的支援体制の整備への支援

▶具体的には、後述するⅢ基本理念・Ⅳ基本目標を佐賀県の地域福祉推進の目指す姿及び到達目標として示すこととあわせて、Ⅵ取組方針・具体的取組の中で、市町に対する具体的な支援内容を示します。

### Ⅲ 基本理念

○佐賀県地域福祉支援計画Ver.5の基本理念を次のとおりとします。

#### すべての人に「居場所と出番」のある 地域共生社会を目指して ～人を大切に 住民とともに支える地域福祉～

(趣旨説明)

●今日、少子高齢化の進展による地域力の低下や、高齢者のみの世帯、単身世帯の増加などによる家庭機能の低下、個人の価値観の多様化に伴い、地域の相互扶助の機能は弱体化し、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化するなど互いに支え合う機能が低下しています。

●生活上の支援を要する人々は一層厳しい状況におかれ、また、青少年や中年層においても生活不安とストレスが増大しています。このような人々は声をあげられず社会で孤立してしまう傾向にあり、その結果、自殺、虐待、ひきこもり、孤立死などが深刻な社会問題となっています。

●一方、様々なボランティア活動が活発化し、CSO(市民社会組織)※や企業などによる福祉、環境及びまちづくりなど様々な公共サービス分野での活動が盛んになっています。

●また、国においては、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく「地域共生社会の実現」に向けて、様々な改革を進めていくこととしています。

※CSO・・・Civil Society Organization(市民社会組織)の略で、本県ではNPO法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会・町内会・婦人会、老人会、PTAといった組織・団体も含めて、「CSO」と呼称。

### Ⅲ 基本理念

- 本県においても、地域における多様な課題に対応していくために、様々な地域福祉活動の主体（住民、行政、社会福祉事業者等）が、自分のこととして地域づくりに主体的に参画し、相互につながり支え合い、地域の課題を地域で解決する力を高めていくことが必要となります。
- すべての人に安心できる居場所があり、自分らしくその能力を発揮できる、出番のある地域共生社会の実現を目指して、新たな「佐賀県地域福祉支援計画」を策定し、引き続き市町を支援してまいります。

### Ⅲ 基本理念

#### 「地域共生社会」を提案する背景



- かつて我が国では、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、地域・家庭・職場といった人々の生活の様々な場面において、支え合いの機能が存在しました。社会保障制度は、これまで、社会の様々な変化が生じる過程において、地域や家庭が果たしてきた役割の一部を代替する必要性が高まったことに対応して、高齢者、障害者、子どもなどの対象者ごとに、また、生活に必要な機能ごとに、公的支援制度の整備と公的支援の充実が図られ、人々の暮らしを支えてきています。
- しかし、我が国では、高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきています。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、これを再構築することで、人生における様々な困難に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。
- また、人口減少の波は、多くの地域社会で社会経済の担い手の減少を招き、それを背景に、耕作放棄地や、空き家、商店街の空き店舗など、様々な課題が顕在化しています。地域社会の存続への危機感が生まれる中、人口減少を乗り越えていく上で、社会保障や産業などの領域を超えてつながり、地域社会全体を支えていくことが、これまでに増して重要となっています。
- さらに、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、昨今、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況がみられ、対応が困難なケースが浮き彫りとなっています。
- 「地域共生社会」とは、このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

(厚生労働省WEBサイトより抜粋)

## IV 基本目標

● 目指す姿を実現するため、次の4つの基本目標を掲げて取り組みます。

### 1 すべての人に出番のある、住民主体の地域社会 さが

高齢者、障害者、難病患者、ひとり親家庭の親など、従来、福祉施策の受け手の立場に立つことが多かった当事者、また、これまで福祉にかかわりの薄かった地域住民なども将来の当事者意識をもって、すべての人が自ら地域福祉やまちづくりの担い手として活躍できるように取り組みます。

### 2 すべての人に居場所と安心を届けるサービス さが

日常生活を営む上で様々な困難を抱える人に対する福祉サービスや相談支援について、利用者の立場に立ち、その方の想いや生き方に寄り添いながら共に課題解決を図り、安心できる居場所を届けられるよう、サービス内容や相談機能の充実、提供体制の整備などに取り組みます。

### 3 住民とともに支える地域のネットワーク さが

福祉部門相互、福祉と医療・介護、福祉とまちづくりなど、分野内又は分野横断的に多様な主体をつなぐことで、包括的な支援体制の整備を図るとともに、地域住民同士の相互理解による、連携、ネットワークの再構築に取り組みます。

### 4 地域を支え、現場を輝かせるふくし人材 さが

福祉の現場がすべての人にとって安心できるものとなるよう、福祉施設等で働く専門職、地域福祉活動を支える団体スタッフやボランティアなど、地域福祉にとって必要な人材の育成・確保及び資質向上に取り組みます。

# 《 佐賀県地域福祉支援計画の骨子 》

## 基本理念

すべての人に「居場所と出番」のある  
地域共生社会を目指して  
～人を大切に 住民とともに支える地域福祉～

## 基本目標

1  
すべての人に  
出番のある、住民  
主体の地域社会  
さが

2  
すべての人に居  
場所と安心を届  
けるサービ  
スさが

3  
住民とともに支  
える地域のネッ  
ト  
ワーク  
さが

4  
地域を支え、現  
場を輝かせるふ  
くし  
人材  
さが

## 取組方針

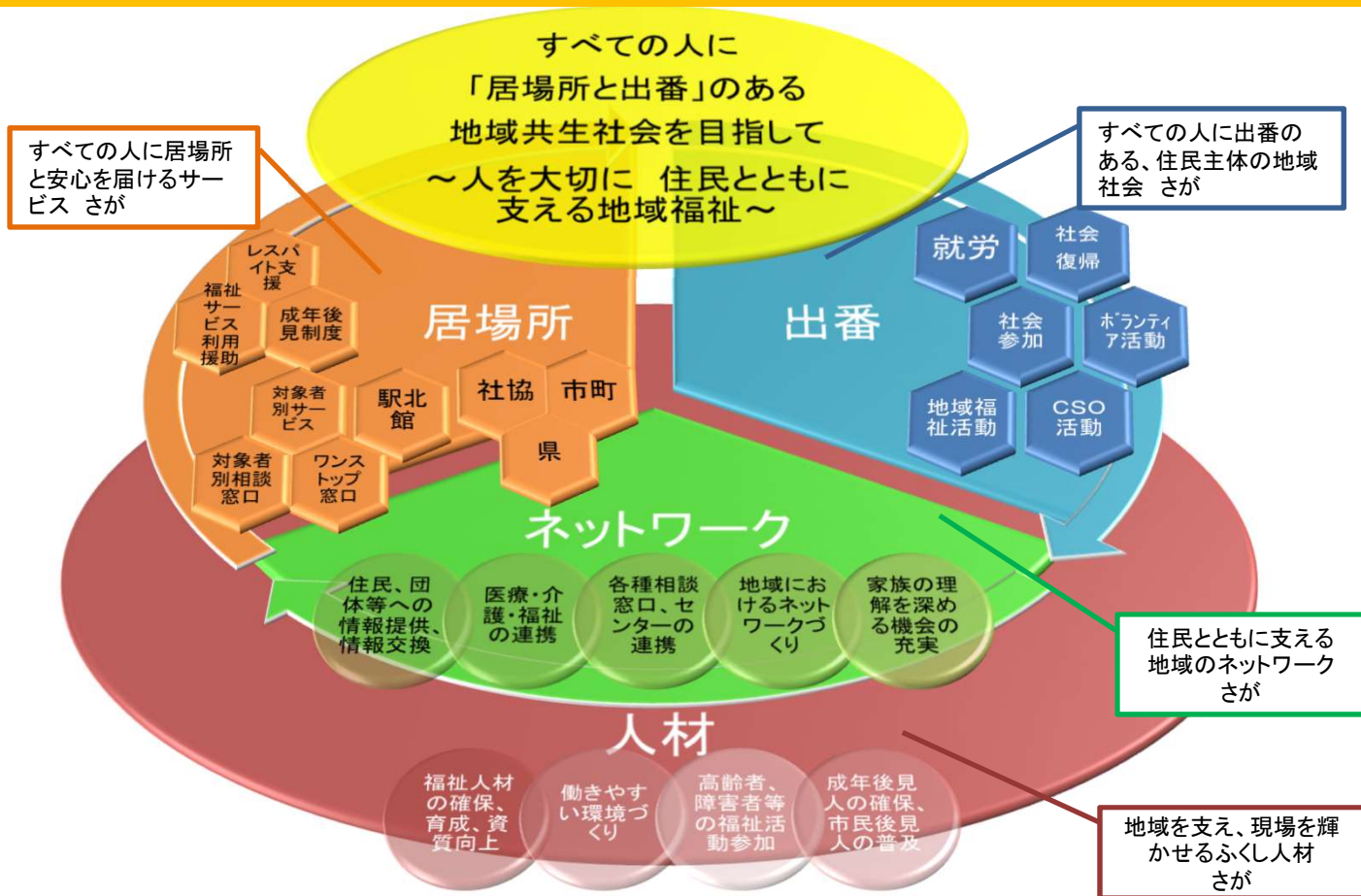
- (1)高齢者・障害者・難病患者などすべての人が活動できる、出番のあるまちづくり(ハードづくり、ソフトづくり)
- (2)高齢者・障害者・難病患者・ひとり親家庭の親などの就労、社会参加・復帰の促進
- (3)ボランティア活動、CSO活動の促進
- (4)市町、社会福祉協議会、民生委員などによる地域福祉活動の充実と実践

- (1)対象者別サービス、相談窓口の充実
- (2)対象者を広げたサービスの促進及び従来の支援対象からもれている方に対する支援
- (3)成年後見、福祉サービスの利用援助
- (4)家族と本人のレスパイト支援
- (5)相談窓口ワンストップ化
- (6)相談・支援機関の集積を活かした活用促進
- (7)市町と県、社協の役割分担と連携
- (8)誰も置き去りにしない地域防災体制の確立
- (9)生活困窮者に寄り添った自立支援

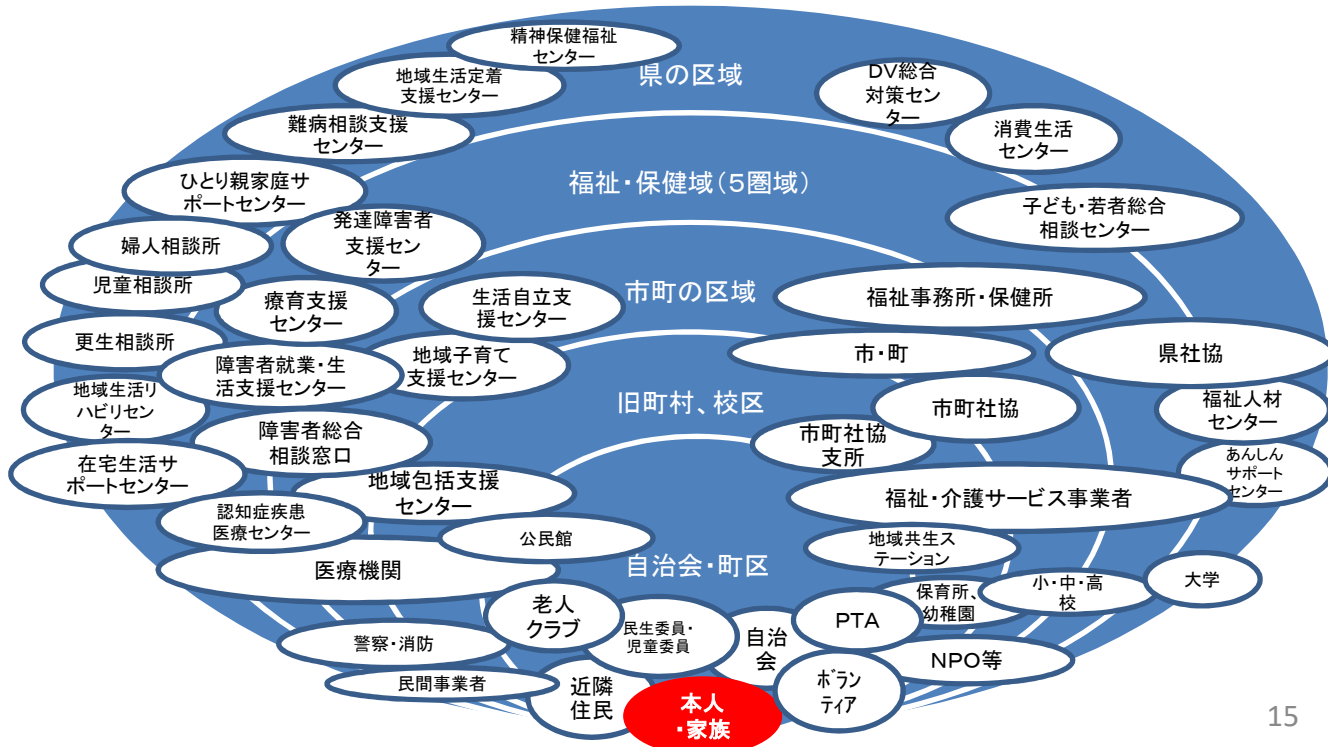
- (1)住民、団体等との情報提供と情報交換
- (2)専門的な医療・介護・福祉の連携
- (3)各種相談窓口、センターの相互理解と連携強化
- (4)地域におけるネットワークづくり
- (5)家族の理解を深める機会の充実

- (1)福祉人材の確保、育成、資質向上
- (2)福祉人材の働きやすい環境づくり
- (3)高齢者、障害者等の福祉活動参加
- (4)成年後見人の確保、市民後見人の普及

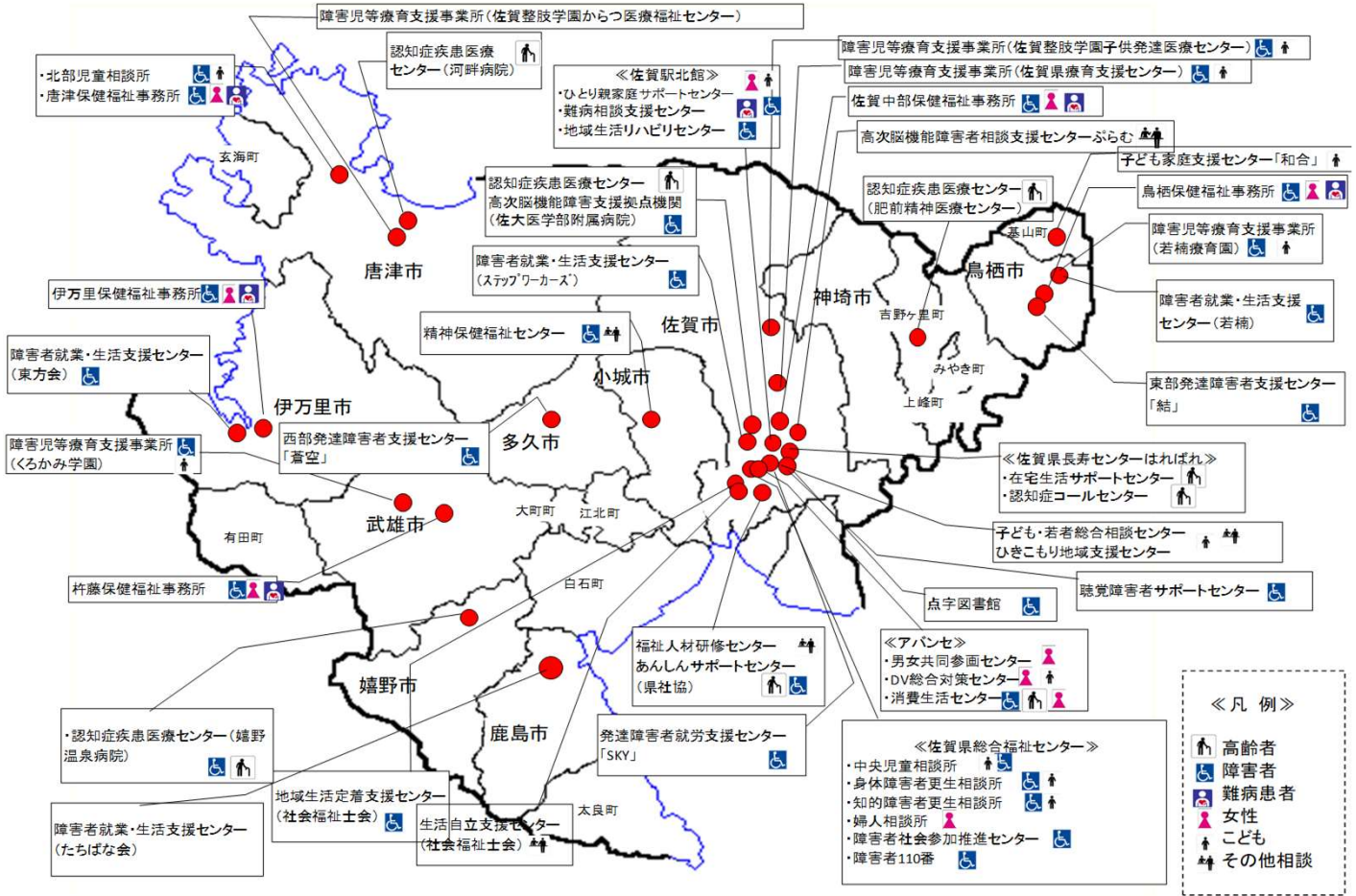
# 骨子(概念図)



## 日常生活の区域～県の区域に至る重層的な支援体制(概念図)



# 広域的・専門的な相談窓口(高齢者、障害児・者、難病患者、母子福祉等)の分布状況



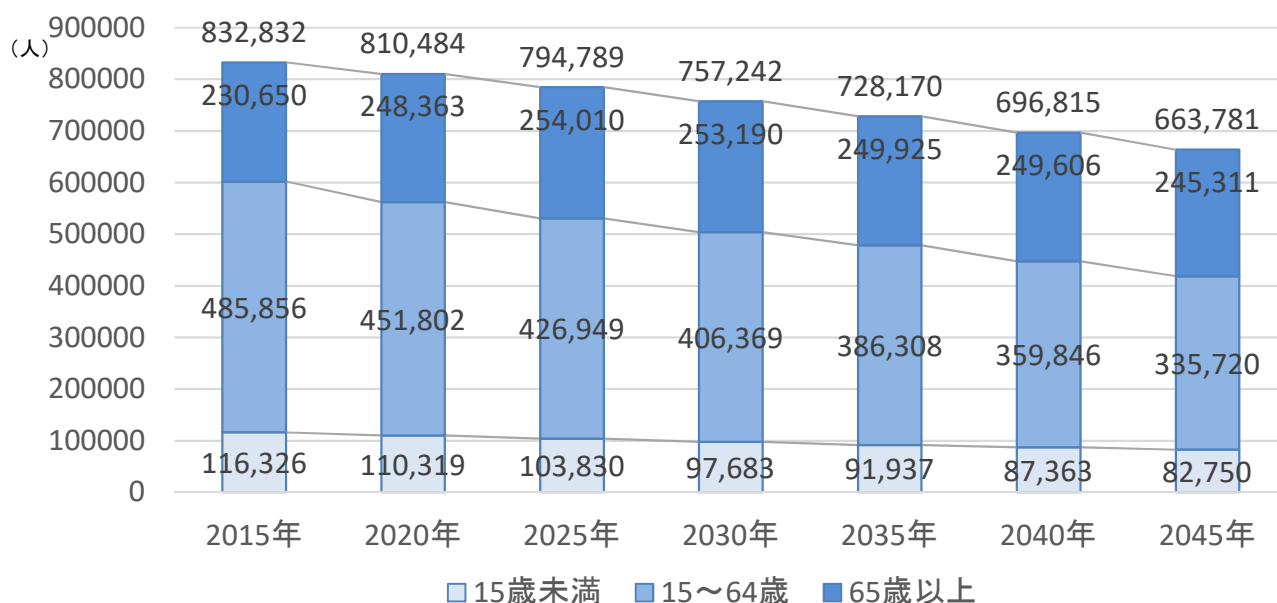


# V 佐賀県の現状

## ○人口減少、少子・高齢化の進行

図1)佐賀県の将来推計人口

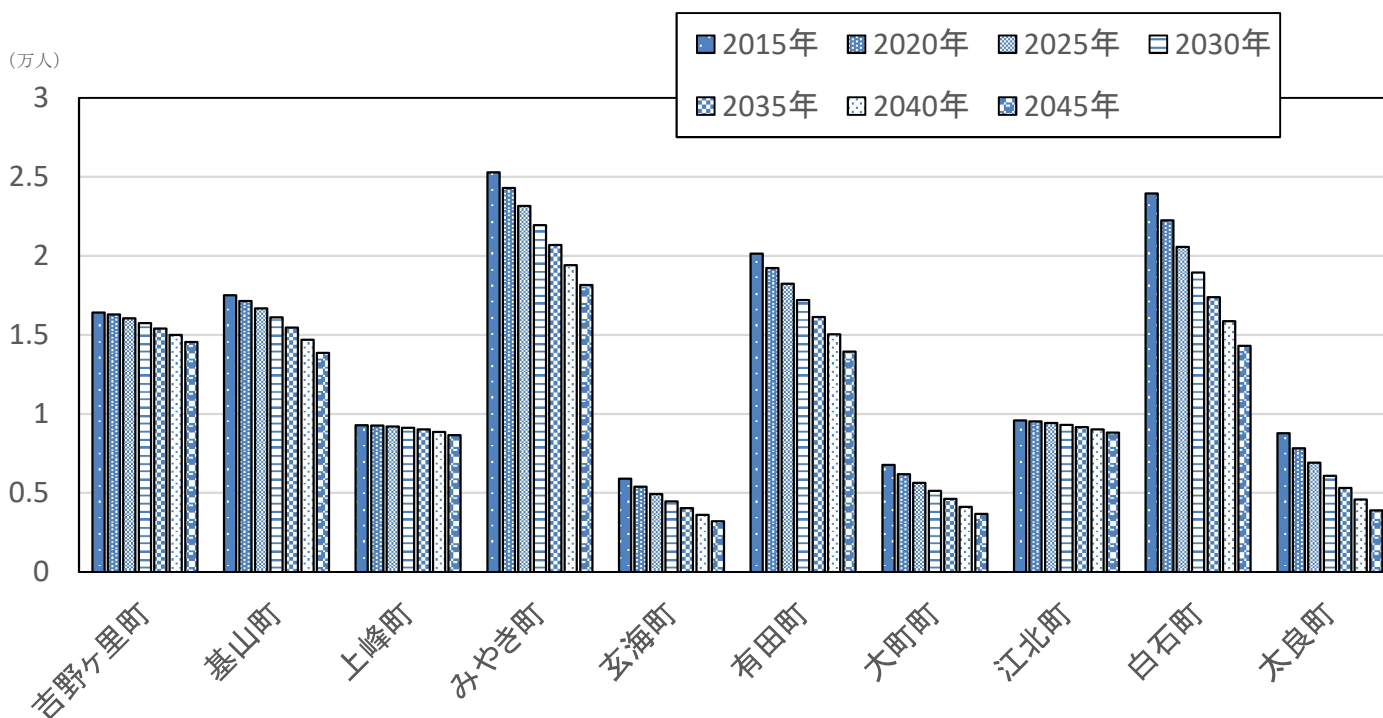
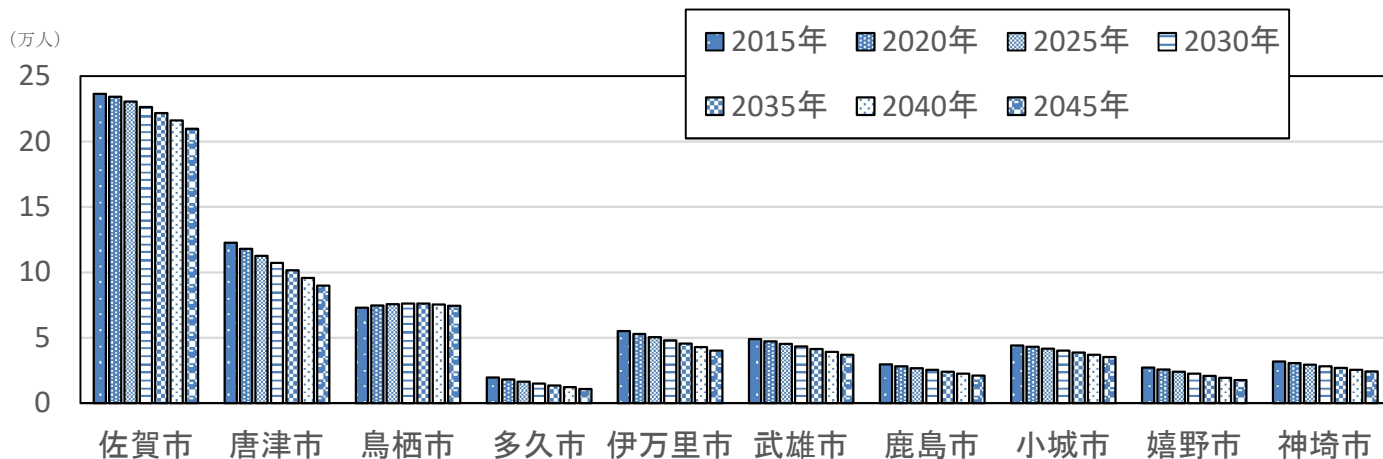
○佐賀県の人口は、2015年の約83万人から、2045年には約66万人まで減少することが予想されており、減少率は約20%と全国平均を上回っています。



(出典)男女・年齢(5歳)階級別データ-『日本の地域別将来推計人口』(平成30(2018)年推計)国立社会保障・人口問題研究所

図2) 県内20市町の将来推計人口

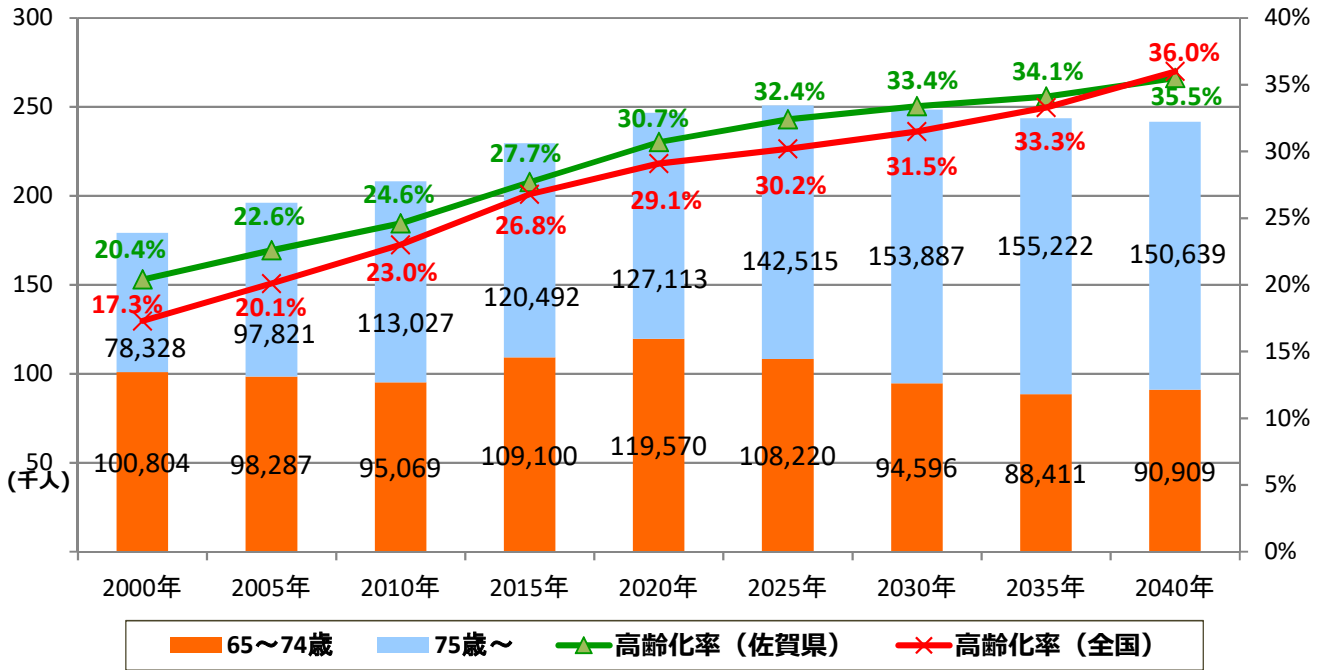
○本県においては、2045年までに9市10町で人口が減少し、2015年人口比で特に多久市で45.3%、太良町で55.6%の大幅な減少が予想されています。また、それまで増加傾向にある鳥栖市でも2040年以降は人口減少段階に入ることが見込まれています。



(出典)「国勢調査2015(平成27年)」(総務省)  
 「日本の地域別将来推計人口(2018年(平成30年)推計)」(国立社会保障・人口問題研究所H25.3.27公表)

図3)佐賀県の高齢者人口と高齢化率の推移

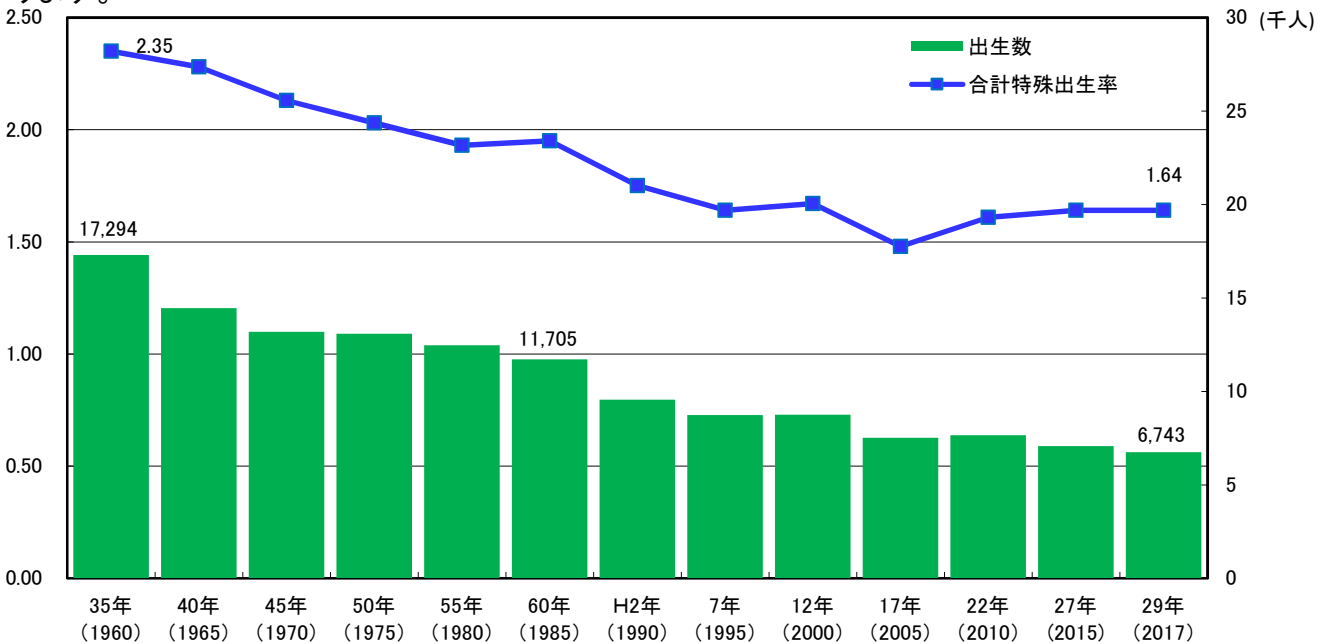
○佐賀県の高齢化率は、全国を上回るペースで上昇しており、2010年(24.6%)から2040年(35.5%)までの間に、10.9ポイント上昇することが予想されています。



(出典)：2000～2015年：「佐賀県推計人口(各年度10月1日現在)」  
2020年以降：国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」「日本の将来推計人口」

図4)佐賀県の出生数と合計特殊出生率の推移

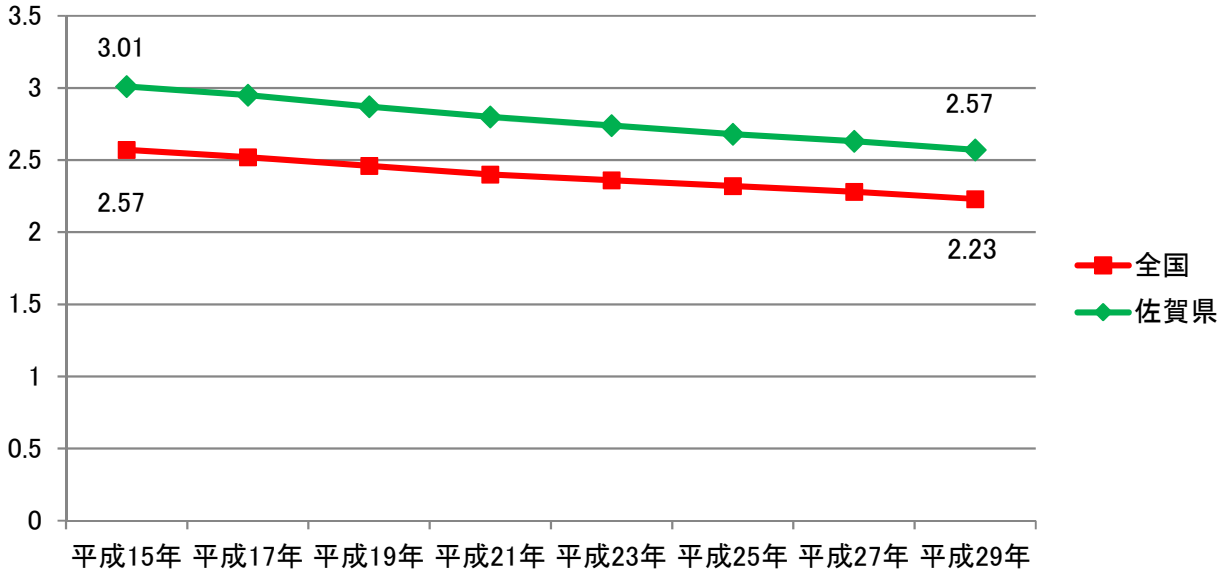
○本県の出生数は年々減少傾向にあり、平成29年度には6,743人と過去最少となりました。また、合計特殊出生率は1.64と全国平均(1.43)を上回っていますが、依然として低い水準にあります。



(出典)：厚生労働省「人口動態統計」

図5)佐賀県の一世代あたり平均構成人員

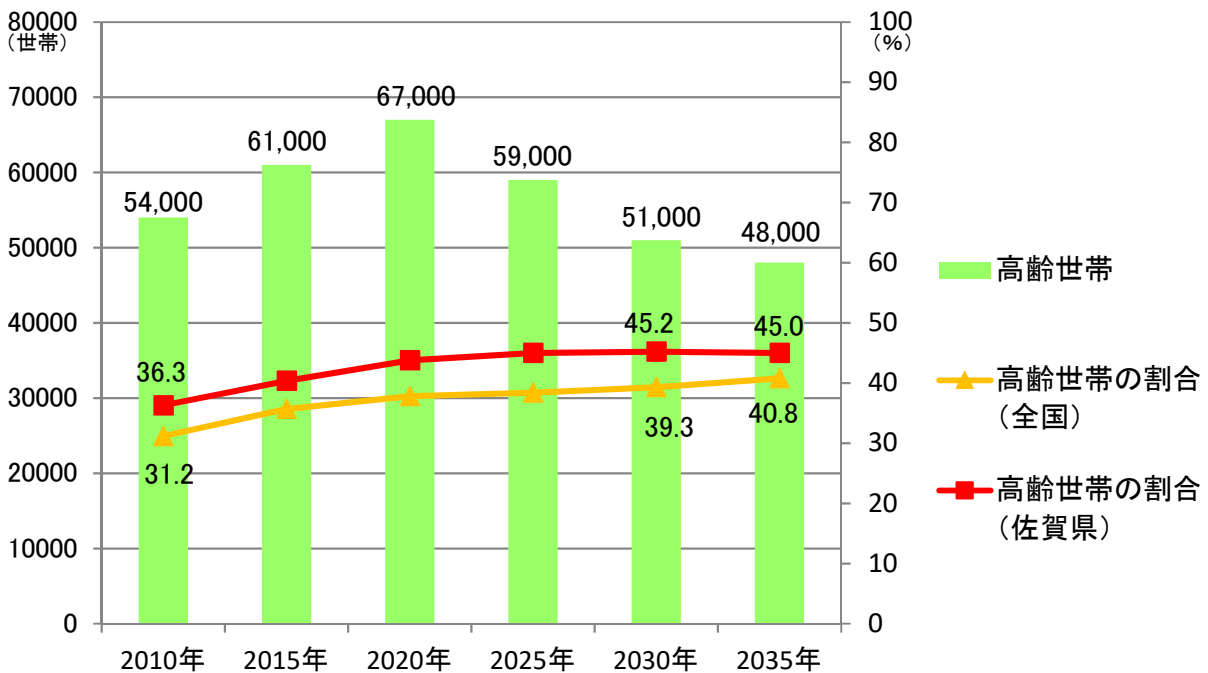
○本県の一世代あたり平均構成人員は、全国平均を上回って推移しています。しかし、平成17年には、本県の一世代当たりの平均構成人員が3人を下回り、平成29年には2.57人と年々減少を続けています。



(出典)厚生労働省「厚生統計要覧」

図6)佐賀県の高齢世帯と一般世帯総数に占める高齢世帯総数

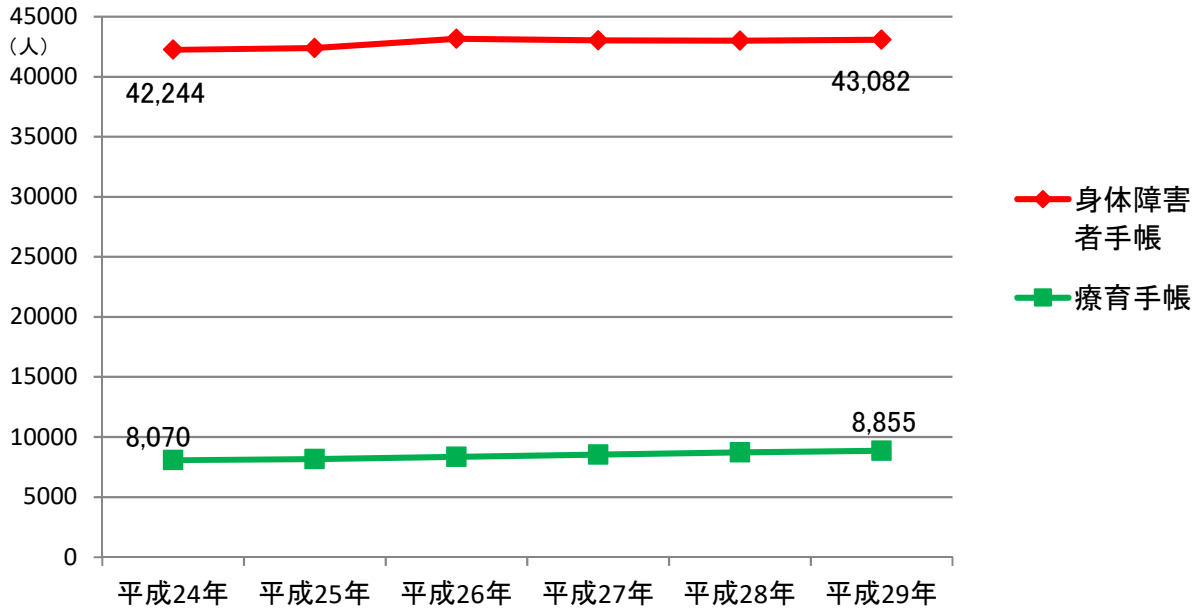
○本県の高齢世帯数は2020年まで増加し続け、その後は減少すると見込まれています。また、一般世帯数に占める高齢世帯の割合は、本県では2030年に45.2%、全国では2035年に40.8%と最も高くなると予想されています。



(出典)国立社会保障・人口問題研究所「高齢世帯総数の推移」  
「一般世帯総数に占める高齢世帯総数の割合の推移」

図7) 県内の障害者手帳保持者数

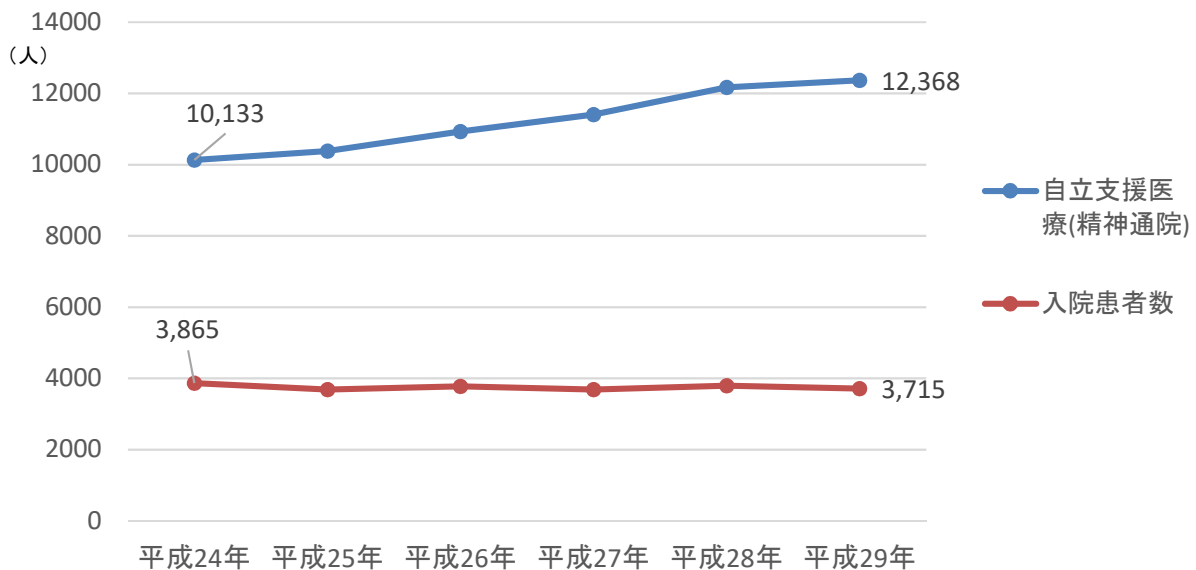
○県内の障害者手帳保持者数は、増加傾向にあり、平成29年3月末には身体障害者手帳保持者が43,082人、療育手帳保持者が8,855人となっています。



(出典): 県障害福祉課調べ(数値は各年3月末時点)

図8) 県内の精神障害者数の推移

○県内における、精神障害者の入院患者数は減少傾向にあります。また、自立支援医療(精神通院)受給者数は、平成29年3月に12,368人となり、平成24年3月時点と比べてその増加率は22.0%となっています。



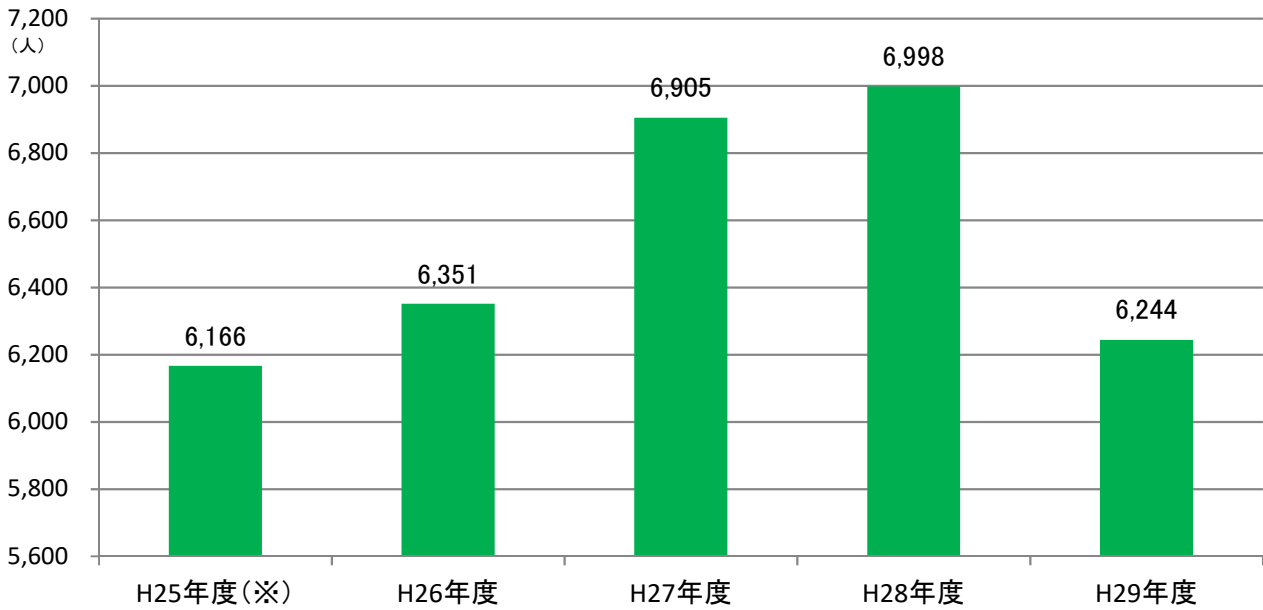
(出典): 県障害福祉課調べ(数値は各年3月末時点)

図9) 県内の特定疾患医療【特定医療費(指定難病)】受給者証交付人員の推移

○平成27年1月1日からの「難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)」の施行に伴い、難病の医療費助成の対象疾病はそれまでの56疾病から段階的に拡大され、平成27年7月1日以降306疾病になりました。

※平成22~25年度末までは特定疾患医療受給者証交付人員、平成26年度末は特定医療費(指定難病)受給者証交付人員となっています。

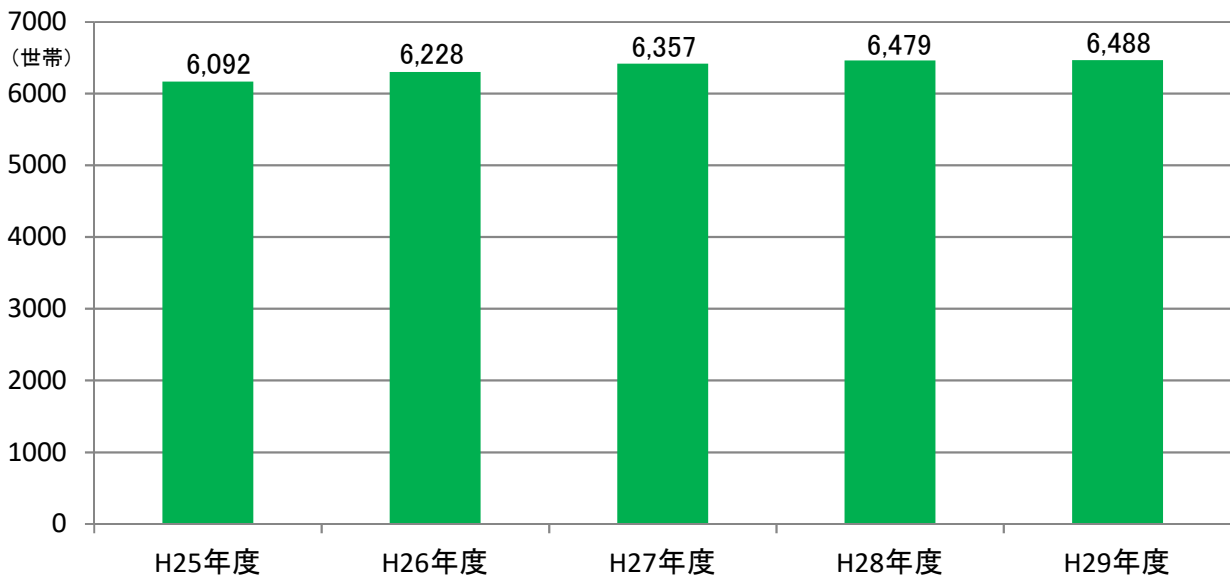
※平成29年度の特定医療費(指定難病)受給者証交付人員の減は、医療費助成の認定要件が変更されたため。



(出典): 県健康増進課調べ(数値は各年度3月31日時点)

図10) 県内の生活保護世帯数

○県内の被保護世帯数は、増加傾向にあり、平成29年3月時点では6,488世帯と平成25年3月時点と比較すると、6.5%増加しています。また、年々高齢者世帯の割合が増加しており、平成29年3月時点では被保護世帯全体の約55%を占めています。



(出典): 県福祉課調べ(数値は各年度3月時点)

図11) 県内の民生委員・児童委員数

○県内各市町の民生委員・児童委員については、平成30年4月1日時点で、13市町が充足率100%に達しています。一方で、佐賀市9人、鳥栖市3人、伊万里市1人、小城市1人、基山町1人、みやき町1人、有田町2人の欠員が生じています。

市町名	定数	平成28年12月1日(※)		平成29年4月1日		平成30年4月1日	
		委員数	充足率(%)	委員数	充足率(%)	委員数	充足率(%)
佐賀市	538	520	96.7%	529	98.3%	529	98.3%
唐津市	335	335	100.0%	335	100.0%	335	100.0%
鳥栖市	146	135	92.5%	142	97.3%	143	97.9%
多久市	77	76	98.7%	77	100.0%	77	100.0%
伊万里市	163	161	98.8%	162	99.4%	162	99.4%
武雄市	142	142	100.0%	142	100.0%	142	100.0%
鹿島市	96	96	100.0%	96	100.0%	96	100.0%
小城市	91	85	93.4%	89	97.8%	90	98.9%
嬉野市	74	74	100.0%	74	100.0%	74	100.0%
神埼市	76	76	100.0%	76	100.0%	76	100.0%
吉野ヶ里町	35	30	85.7%	34	97.1%	35	100.0%
基山町	36	36	100.0%	36	100.0%	35	97.2%
上峰町	21	21	100.0%	21	100.0%	21	100.0%
みやき町	66	64	97.0%	65	98.5%	65	98.5%
玄海町	19	19	100.0%	19	100.0%	19	100.0%
有田町	59	59	100.0%	59	100.0%	57	96.6%
大町町	30	30	100.0%	30	100.0%	30	100.0%
江北町	26	26	100.0%	26	100.0%	26	100.0%
白石町	71	70	98.6%	71	100.0%	71	100.0%
太良町	29	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%
<b>県全体</b>	<b>2,130</b>	<b>2,084</b>	<b>97.8%</b>	<b>2,112</b>	<b>99.2%</b>	<b>2,112</b>	<b>99.2%</b>
全国	238,352						

(※主任児童委員を含む。)

(出典): 県福祉課調べ (平成28年度は一斉改選が行われたため、数字は改選後の12月1日時点。また、平成28年11月7日に佐賀県民生委員定数条例施行規則が改正され、現定数は2,130人)

図12)高齢者に対する虐待

○高齢者に対する虐待については、養護者に起因するもの(家庭内等における虐待)が虐待事例の大半を占めています。

虐待の種類を見ると、身体的虐待が最も多く、平成27年度は36件、平成28年度は47件、平成29年度は26件となっています。

	虐待者	相談通報件数	虐待判断件数	虐待の種類				
				身体的虐待	心理的虐待	経済的虐待	介護等放棄	性的虐待
平成27年度	養介護施設従事者等	14件	6件 (8人)	6	3	0	1	0
	養護者	121件	45件 (48人)	30	17	15	14	0
平成28年度	養介護施設従事者等	18件	8件 (20人)	17	2	0	1	0
	養護者	93件	44件 (45人)	30	15	12	13	1
平成29年度	養介護施設従事者等	9件	3件 (4人)	4	2	0	0	0
	養護者	136件	42件 (44人)	22	18	18	12	0

(※虐待の種類は重複計上しているため、合計と虐待判断件数が合わない場合がある。)

用語)養介護施設従事者:老人福祉法や介護保険法に規定されている特別養護老人ホーム・有料老人ホーム等の施設や訪問介護事業・通所介護事業等の居宅サービス事業の業務に従事する者

養護者:65歳以上の高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

(出典):県長寿社会課調べ

図13)児童に対する虐待

○児童相談所が対応した児童に対する虐待の相談対応件数は、年ごとに増減はありますが、増加傾向にあります。

虐待の種類に関しては、平成27年度と平成28年度は保護の怠慢や拒否が最も多く、平成29年度は心理的虐待が最も多くなっています。

[佐賀県児童相談所における児童虐待相談対応件数]

	相談対応件数	虐待の種類			
		身体的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否	性的虐待
平成27年	237件	81	48	92	16
平成28年	275件	80	79	96	20
平成29年	248件	68	86	84	10

(出典):県子ども家庭課調べ



図14) 障害者に対する虐待

○障害者に対する虐待については、養護者に起因するもの(家庭内等における虐待)が最も多く発生しています。

	虐待者	届出・通報件数	虐待判断件数	虐待の種類				
				身体的虐待	心理的虐待	経済的虐待	放棄、放置	性的虐待
平成27年度	養護者	27件	8件	2	2	6	0	0
	障害者福祉施設従事者等	26件	1件	1	0	0	1	0
	使用者	1件	0件	0	0	0	0	0
平成28年度	養護者	41件	17件	10	7	3	4	3
	障害者福祉施設従事者等	17件	2件	1	2	0	0	0
	使用者	0件	0件	0	0	0	0	0
平成29年度	養護者	21件	8件	5	5	3	3	1
	障害者福祉施設従事者等	17件	1件	0	0	0	0	1
	使用者	0件	0件	0	0	0	0	0

(障害者虐待防止法が平成24年10月から施行されたため、平成24年度は10月から3月までの数値。平成25年度以降は4月から3月までの数値。また、虐待の種類は重複計上しているため、合計と虐待判断件数が合わない場合がある。)

用語) 養護者・・・障害者を現に養護する者であって、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの(家族、親族、同居人等)

障害者福祉施設従事者・・・障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者

使用者・・・障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事業について事業主のために行為をする者

(出典): 県障害福祉課調べ

## VI 基本目標達成のための取組方針・具体的取組

### 基本目標 その1

#### すべての人に出番のある、 住民主体の地域社会 さが

高齢者、障害者、難病患者、ひとり親家庭の親など、従来、福祉施策の受け手の立場に立つことが多かった当事者、また、これまで福祉にかかわりの薄かった地域住民なども将来の当事者意識をもって、すべての人が自ら地域福祉やまちづくりの担い手として活躍できるように取り組めます。

## 《 基本目標(その1)にかかる取組の全体像 》

基本目標	取組方針	取組項目
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">1 全ての人に出番のある 住民主体の地域社会 さが</p>	<p>(1)  <b>高齢者・障害者・難病患者などすべての人が活動できる、出番のあるまちづくり(ハードづくり、ソフトづくり)</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①人にやさしいまちづくりの推進</li> <li>②多様性を受け入れる移動環境づくりの推進</li> <li>③身近な移動手段の確保に向けた取組の推進</li> <li>④人権教育・啓発の推進</li> <li>⑤障害者に対する理解の普及・啓発</li> <li>⑥誰もが地域の中で安心して暮らせる拠点づくり</li> <li>⑦高齢者の地域社会での活動促進</li> <li>⑧障害者スポーツの推進</li> <li>⑨障害のある人の芸術文化活動の支援</li> </ul>
	<p>(2)  <b>高齢者・障害者・難病患者・ひとり親家庭の親などの就労、社会参加・復帰の促進</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①高齢者の社会参加の推進</li> <li>②難病患者の就労支援</li> <li>③難病患者受入れ事業所の開拓</li> <li>④福祉施設から一般就労への移行促進</li> <li>⑤特別支援学校における企業等と連携した職業教育の推進及び進路支援体制の整備</li> <li>⑥障害者の働く場の確保</li> <li>⑦ひとり親家庭の自立に向けた意欲を高め、安心して子育てと就業を両立させるための支援</li> <li>⑧生活保護を受給されている方への就労支援</li> <li>⑨罪を犯した人の社会復帰の促進</li> </ul>
	<p>(3)  <b>ボランティア活動、CSO活動の促進</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①プラスワン運動の推進</li> <li>②CSOの活動基盤強化支援</li> <li>③協働社会の推進</li> <li>④ボランティア活動の支援</li> <li>⑤県外CSO(NPO、NGO)誘致</li> </ul>
	<p>(4)  <b>市町、社会福祉協議会、民生委員・児童委員などによる地域福祉活動の充実と実践</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①市町における地域福祉計画の見直し</li> <li>②市町社会福祉協議会における地域福祉活動計画の策定</li> <li>③地域における福祉ネットワークの構築</li> <li>④民生委員・児童委員活動の充実</li> </ul>

《基本目標》1すべての人に出番のある、  
住民主体の地域社会 さが

《取組方針》(1)高齢者・障害者・難病患者  
などすべての人が、活動できる、出番のあ  
るまちづくり(ハードづくり、ソフトづくり)

### 《取組方針》1-(1)

## 高齢者・障害者・難病患者などすべての人が、活動できる、出番のあるまちづくり(ハードづくり、ソフトづくり)

○すべての人が自分らしく活動できる地域社会にしていくためには、「まち」そのものを、誰にとっても暮らしやすい、活動しやすい空間にしていく必要があります。

そこで交通手段や公共的施設などのハード面、日常生活で用いるサービスや情報などのソフト面のバリアフリーだけでなく、人によるサポートの充実を図ります。

さらには、そこに暮らす一人ひとりの心に、ユニバーサルデザインの考え方や人権意識を浸透させていくことが必要です。

### <取組項目1-(1)-①>

(担当課: 県民協働課、男女参画・女性の活躍推進課、人権・同和対策課)

### ◆人にやさしいまちづくりの推進

#### 【取組の方向性】

県民一人ひとりが、年齢、性別、障害の有無、言葉や文化などの違いにかかわらず、みんなの多様性を価値として尊重する、設備面のバリアフリーだけでなく、人によるサポートも含めた、佐賀らしい、やさしさのカタチを広げていきます。

#### 【具体的取組】

- ・人にやさしいまちのスタイル「さがすたいる※」の推進
- ・「さがすたいる」の認知拡大のためのプロモーション
- ・「さがすたいる」の理解促進のための出前研修
- ・様々な困りごとを抱える当事者の理解を深める機会の創出
- ・LGBTs ※に関する相談窓口の設置や理解促進のための広報啓発

#### 【数値目標】

- ・高齢者や障害者などを含んだすべての人が暮らしやすいと感じている人の割合  
暮らしやすいと感じている人の割合が暮らしにくいと感じている人の割合を上回ることを目指す
- ・さがすたいる倶楽部の新規会員数(県の「人にやさしいまちづくり」の協力店舗数)  
毎年度120店舗

※さがすたいる・・・お年寄りや障害のある方、子育て・妊娠中の方など、誰もが安心して外出できる、人にやさしいまちのスタイルを「さがすたいる」として広げていく取組

※LGBTs・・・Lesbian(レズビアン)、Gay(ゲイ)、Bisexual(バイセクシャル)、Transgender(トランスジェンダー)の頭文字をとった単語でセクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の総称のひとつ。sはLGBTという概念に当てはまらない人たちがいることを表しています。

《基本目標》1すべての人に出番のある、  
住民主体の地域社会 さが

《取組方針》(1)高齢者・障害者・難病患者  
などすべての人が、活動できる、出番のある  
まちづくり(ハードづくり、ソフトづくり)

<取組項目1-(1)-②> (担当課:県民協働課、福祉課、道路課)

### ◆多様性を受け入れる移動環境づくりの推進

#### 【取組の方向性】

誰もが気軽に安心して外出できるよう、県内店舗のバリアフリー化等の環境整備、パーキングパーミット※の推進、歩道等のユニバーサルデザイン化などに取り組み、多様性を受け入れる移動環境づくりを推進します。

#### 【具体的取組】

- ・パーキングパーミットの推進
- ・公共的施設(飲食店、宿泊施設、観光施設、公民館等)のUD化に関する相談窓口の設置
- ・補助金を活用した県内店舗のバリアフリー化等の環境整備の支援
- ・歩道等のユニバーサルデザイン化

#### 【数値目標】

- ・パーキングパーミット協力施設数  
2018年度1893施設を2022年度1953施設に
- ・相談窓口におけるアドバイス報告書作成件数  
毎年度20件

※パーキングパーミット・・・身障者用駐車場を必要とする人に県内に共通する利用証を交付することで、駐車場を利用しやすくする。

《基本目標》1すべての人に出番のある、住民主体の地域社会 さが

《取組方針》(1)高齢者・障害者・難病患者などすべての人が、活動できる、出番のあるまちづくり(ハードづくり、ソフトづくり)

<取組項目1-(1)-③> (担当課:さが創生推進課/交通政策課)

### ◆身近な移動手段の確保に向けた取組の推進

#### 【取組の方向性】

多様なニーズに対応し、高齢者や障害者など誰もが移動しやすい地域となるよう、市町等による多様な移動手段の確保の取組を支援していきます。

#### 【具体的取組】

- ・地域における多様な移動手段の確保の取組への支援
- ・自家用有償旅客運送(福祉有償運送)の取組への支援
- ・UDタクシーの導入支援

市町支援(技術)

#### 【数値目標】

- ・地域交通の見直しや利用促進に取り組む市町の数  
2022年度まで毎年度8市町で取り組む
- ・県内のUDタクシーの台数を2023年度までに100台以上にする

<取組項目1-(1)-④> (担当課:人権・同和対策課)

### ◆人権教育・啓発の推進

#### 【取組の方向性】

県民一人ひとりの人権が尊重される差別のない社会の実現を目指します。

#### 【具体的取組】

- ・「佐賀県人権教育・啓発基本方針(第二次改訂)」に沿った各分野における人権啓発の推進

#### 【数値目標】

- ・人権侵犯件数の受理・処理件数

2018年件数135件を基準として2022年まで、人権問題が多様化する中においても、減少を目指す

《基本目標》1すべての人に出番のある、  
住民主体の地域社会 さが

《取組方針》(1)高齢者・障害者・難病患者  
などすべての人が、活動できる、出番のあ  
るまちづくり(ハードづくり、ソフトづくり)

<取組項目1-(1)-⑤> (担当課:文化課、障害福祉課)

### ◆障害者に対する理解の普及・啓発

#### 【取組の方向性】

障害のあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域でともに暮らしやすい共生社会を目指し、「障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例」やヘルプマーク等の普及を通じた障害及び障害者に対する県民の理解啓発、各種イベント等を通じた交流の促進を図ります。

#### 【具体的取組】

- ・スマイルフェスタ(精神保健福祉大会)
- ・小・中・高校・専修学校への障害者理解のための課外授業
- ・心の輪を広げる作文・ポスター事業
- ・障害者関係団体のイベント等の情報配信
- ・障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例やヘルプマーク等の普及啓発

#### 【数値目標】

- ・「障害者月間」の認知度  
2018年度27.3%を2020年度80.0%に
- ・障害(者)に関する理解啓発・交流事業に取り組む団体数  
2018年度末73箇所を2022年度末85箇所に

《基本目標》1すべての人に出番のある、住民主体の地域社会 さが

《取組方針》(1)高齢者・障害者・難病患者などすべての人が、活動できる、出番のあるまちづくり(ハードづくり、ソフトづくり)

<取組項目1-(1)-⑥> (担当課:福祉課)

### ◆誰もが地域の中で安心して暮らせる拠点づくり

#### 【取組の方向性】

認知症や独り暮らしの高齢者等をはじめ誰もが住み慣れた地域で、安心して生活ができるよう、地域住民やCSO、ボランティア等が参加・協働し、様々な生活支援サービスを提供していく地域の拠点が求められています。

また、高齢者や障害者などが自分らしく地域で暮らし続けるためには、地域や家庭の中で何らかの役割を持ちながら生活することが大切であり、いつまでも誰かの役に立ちたいという思いを実現することが重要です。

このような視点から「地域共生ステーション(宅老所・ぬくもいホーム)※」について、これまで以上に地域の拠点として定着するよう、小学校区に1箇所の設置を目指すとともに、今後は特に高齢者や障害者、子どもなど誰もが利用できる「ぬくもいホーム」を増やしていきます。

地域の特性を活かしながら、利用者ができる範囲で役割を分担し、お互いに支え合うことにより、その地域に住むすべての人に「出番」のある拠点づくりを推進します。

#### 【具体的取組】

・「ぬくもいホーム」機能充実に向けた新規開設相談等及び補助の充実

市町支援(技術) (財政)

- ・研修や個別指導による質の向上や人材確保に関する支援
- ・地域共生社会実現についての普及啓発

#### 【数値目標】

- ・地域共生ステーションが整備された小学校区の割合  
2018年度末設置率64%からの増加
- ・「ぬくもいホーム」の設置数  
2018年度末81か所を2022年度101か所に

※地域共生ステーション(宅老所・ぬくもいホーム)・・・民家を活用するなど家庭的な雰囲気の中で、高齢者、障害者又は子どもを預かるなど、地域のニーズに応じた法令に基づかない福祉サービスを提供する施設。(当該サービスに併せて法令に基づく福祉サービスを提供する施設を含む。)



《基本目標》1すべての人に出番のある、住民主体の地域社会 さが

《取組方針》(1)高齢者・障害者・難病患者などすべての人が、活動できる、出番のあるまちづくり(ハードづくり、ソフトづくり)

<取組項目1-(1)-⑦> (担当課:長寿社会課)

### ◆高齢者の地域社会での活動促進

【取組の方向性】

市町(介護保険者)、老人クラブ、公益財団法人佐賀県長寿社会振興財団等と連携して、意欲ある元気な高齢者が、地域社会を支える担い手として、地域とのつながりを持ち、いきいきと活動できるような環境整備や仕組みづくりを推進します。

【具体的取組】

- ・老人クラブが行う地域活動への支援
- ・サポータアさが※など高齢者が行うボランティア活動への支援
- ・ゆめさが大学(旧佐賀県高齢者大学)の運営及び人材育成への支援

市町支援(技術) (財政)

【数値目標】

- ・元気高齢者社会参加活動推進制度によるボランティア登録者数  
2020年度1,840人に

※サポータアさが…全国で実施される「介護支援ボランティアポイント制度」の佐賀県での愛称:サポート+ボランティア=サポータア(「サポートをする人」という意味の造語)

<取組項目1-(1)-⑧> (担当課:スポーツ課)

### ◆障害者スポーツの推進

【取組の方向性】

年齢、性別、障害のあるなしに関係なく、誰もがスポーツを楽しむことができる環境づくりに取り組みます。

【具体的取組】

- ・障害者がスポーツに親しむ機会の充実

【数値目標】

- ・障害者スポーツ教室・障害者スポーツ体験教室の参加者数(延べ)  
2022年度2,400人に

《基本目標》1すべての人に出番のある、  
住民主体の地域社会 さが

《取組方針》(1)高齢者・障害者・難病患者  
などすべての人が、活動できる、出番のある  
まちづくり(ハードづくり、ソフトづくり)

<取組項目1-(1)-⑨> (担当課:文化課)

### ◆障害のある人の芸術文化活動の支援

#### 【取組の方向性】

障害のある人が文化芸術活動を通じて社会に参画し、障害のあるなしに関わらず、真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな暮らしが実現できるよう、障害のある人の文化芸術活動を支援します。

#### 【具体的取組】

- ・障害者芸術文化活動普及支援事業(障害者芸術文化活動支援センターの設置、相談支援、人材育成、ネットワークづくり、展覧会の開催等)
- ・障がい者文化芸術作品展(障がいのある方の創作した作品の展示)

#### 【数値目標】

- ・佐賀県障害者芸術文化活動支援センターへの相談件数
  - 2019年度 255件
  - 2020年度 260件
  - 2021年度 265件
  - 2022年度 270件

《基本目標》1すべての人に出番のある、  
住民主体の地域社会 さが

《取組方針》(2)高齢者・障害者・難病患者・ひとり親家庭の親などの就労、社会参加・復帰の促進

### 《取組方針》1-(2)

## 高齢者・障害者・難病患者・ひとり親家庭の親などの就労、社会参加・復帰の促進

○高齢者、障害者、難病患者、ひとり親家庭の親、生活保護受給者、矯正施設出所者など、就労や社会参加・復帰に様々な課題を抱えている方の自立生活や自己実現につながるよう就労や社会参加、社会復帰に向けて支援していくことが必要です。

<取組項目1-(2)-①> (担当課:長寿社会課)

### ◆高齢者の社会参加の推進

#### 【取組の方向性】

市町(介護保険者)、老人クラブ、公益財団法人佐賀県長寿社会振興財団等と連携して、意欲ある元気な高齢者が、地域社会を支える担い手として社会参加・社会復帰できるような環境整備や仕組みづくりを推進します。

#### 【具体的取組】

- ・老人クラブが行う地域活動への支援
- ・サポーターさがなど高齢者が行うボランティア活動への支援
- ・ゆめさが大学(旧佐賀県高齢者大学)の運営及び人材育成への支援

市町支援(技術) (財政)

#### 【数値目標】

- ・元気高齢者社会参加活動推進制度によるボランティア登録者数(再掲)  
2020年度1,840人に

《基本目標》1すべての人に出番のある、  
住民主体の地域社会 さが

《取組方針》(2)高齢者・障害者・難病患者・ひとり親家庭の親などの就労、社会参加・復帰の促進

<取組項目1-(2)-②> (担当課:健康増進課)

### ◆難病患者の就労支援

#### 【取組の方向性】

就労意欲のある難病患者が地域で自立した生活が送れるようになるために、佐賀県難病支援センターの就労支援員によるきめ細やかな支援を行います。

また、難病患者の雇用について事業者が偏見を持たず、就労する際に必要な配慮を受けられるなど、難病患者が就労しやすい環境づくりのために、難病に対する理解啓発や難病患者の就労支援に積極的に取り組もうとする難病患者就職支援事業所を増やします。

#### 【具体的取組】

・就労支援員によるきめ細やかな支援

就労意欲のある難病患者への就労相談

既就労者への継続就労へのフォロー

難病患者就労支援事業所の開拓

レッツ・チャレンジ雇用事業

《基本目標》1すべての人に出番のある、  
住民主体の地域社会 さが

《取組方針》(2)高齢者・障害者・難病患者  
・ひとり親家庭の親などの就労、社会参  
加・復帰の促進

<取組項目1-(2)-③> (担当課:健康増進課)

◆難病患者受入れ事業所の開拓

【取組の方向性】

難病患者の雇用について事業者が偏見を持たず、就労する際に必要な配慮を受けられるなど、難病患者が就労しやすい環境づくりのために、難病に対する理解啓発や難病患者の就労支援に積極的に取り組もうとする難病患者就職支援事業所を増やします。

【具体的取組】

- ・難病患者就労支援事業所登録
- ・企業開拓及び普及啓発

【数値目標】

- ・難病患者就労支援事業所の登録数

2018年度101事業所を2022年度115事業所に

《基本目標》1すべての人に出番のある、  
住民主体の地域社会 さが

《取組方針》(2)高齢者・障害者・難病患者・ひとり親家庭の親などの就労、社会参加・復帰の促進

<取組項目1-(2)-④> (担当課:障害福祉課(就労支援室))

### ◆福祉施設から一般就労への移行促進

#### 【取組の方向性】

障害者が地域で自立した生活を送るためには、就労が重要であり、障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう支援します。

#### 【具体的取組】

- ・障害者就労支援コーディネーターのハローワークや障害者就業・生活支援センターなどとの連携による就労支援
- ・障害者就業・生活支援センター、労働、福祉、教育等の関係機関との連携による、就業面と生活面での一体的な職場定着支援
- ・障害者の確実な一般就労に向けた支援ができるよう就労移行支援事業所における支援

#### 【数値目標】

- ・福祉施設から一般就労への移行者数  
2016年度末104人を2022年度187人に
- ・就労移行支援事業の利用者数  
2016年度末125人を2020年度150人に

《基本目標》1すべての人に出番のある、  
住民主体の地域社会 さが

《取組方針》(2)高齢者・障害者・難病患者・ひとり親家庭の親などの就労、社会参加・復帰の促進

<取組項目1-(2)-⑤> (担当課:教育振興課(特別支援教育室))

**◆特別支援学校における企業等と連携した職業教育の推進及び進路支援体制の整備**

**【取組の方向性】**

特別支援学校における生徒の職業自立を推進するために、企業等との協働推進体制を強化することにより、企業等のニーズに応じた指導の在り方を取り入れながら、学校全体で就労支援に取り組む進路支援体制を整備します。また、各学校で策定したキャリア教育全体計画に基づいて、小・中・高等部の一貫性やキャリア教育の系統性を踏まえた授業実践の充実を図ります。

**【具体的取組】**

- ・企業等との連携の充実
- ・進路支援体制に係る校内体制の整備
- ・キャリア教育に係る取組の充実

**【数値目標】**

- ・特別支援学校高等部の生徒における就職者率  
毎年度37.2%

《基本目標》1すべての人に出番のある、  
住民主体の地域社会 さが

《取組方針》(2)高齢者・障害者・難病患者  
者・ひとり親家庭の親などの就労、社会参  
加・復帰の促進

<取組項目1-(2)-⑥> (担当課:障害福祉課(就労支援室))

### ◆障害者の働く場の確保

#### 【取組の方向性】

事業者に対し障害についての理解啓発を進めるとともに、法定雇用率未達成事業所への訪問による働きかけなどにより、障害者の働く場の確保を図ります。

#### 【具体的取組】

- ・障害者就労支援コーディネーターによる未達成企業への効果的な働きかけ
- ・ハローワークや障害者就業・生活支援センターなど就労支援機関との連携強化
- ・レッツ・チャレンジ雇用事業による社会的弱者(障害者、難病患者、DV被害者、刑務所出所者など)に対する知識・技能の習得とあわせた就業の機会の提供

#### 【数値目標】

- ・法定雇用率達成企業割合

2018年度66.3%を2022年度73.9%に



《基本目標》1すべての人に出番のある、  
住民主体の地域社会 さが

《取組方針》(2)高齢者・障害者・難病患者・ひとり親家庭の親などの就労、社会参加・復帰の促進

<取組項目1-(2)-⑦> (担当課:こども家庭課)

**◆ひとり親家庭の自立に向けた意欲を高め、安心して子育てと就業を両立させるための支援**

【取組の方向性】

ひとり親家庭において、自立に向けた意欲を高め、安心して子育てと就業を両立させるために、子育てしている現状に合った仕事(職場)を探すサポートや、今より所得が多くなるための各種資格の取得に向けた支援などに取り組みます。

【具体的取組】

- ・母子家庭等就業・自立支援センター事業
- ・母子・父子自立支援プログラム策定事業
- ・母子家庭等自立支援給付金事業
- ・母子・父子寡婦福祉資金貸付事業

【数値目標】

- ・県事業によるひとり親就職者数  
2018年度末84人を2022年度120人に

《基本目標》1すべての人に出番のある、  
住民主体の地域社会 さが

《取組方針》(2)高齢者・障害者・難病患者・ひとり親家庭の親などの就労、社会参加・復帰の促進

<取組項目1-(2)-⑧> (担当課:福祉課)

### ◆生活保護を受給されている方への就労支援

#### 【取組の方向性】

生活保護を受給されている方のうち働ける方に対しては、ハローワーク等との連携や就労支援員による支援を強化します。

#### 【具体的取組】

・ハローワーク等関係機関・団体と福祉事務所との連携強化。就労支援員など専門職の配置の促進

市町支援(技術)

#### 【数値目標】

・生活保護就労支援プログラムの利用者のうち、就労できた者の割合  
毎年度25%

《基本目標》1すべての人に出番のある、  
住民主体の地域社会 さが

《取組方針》(2)高齢者・障害者・難病患者・ひとり親家庭の親などの就労、社会参加・復帰の促進

<取組項目1-(2)-⑨> (担当課:福祉課、こども未来課、障害福祉課、学校教育課、  
県警組織犯罪対策課 他)

### ◆罪を犯した人の社会復帰の促進

#### 【取組の方向性】

佐賀県再犯防止推進計画を策定し、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、罪を犯した人たちの社会復帰を進めます。

「国、市町及び民間団体との連携強化」、「就労・住居の確保」、「保健医療・福祉サービスの利用促進」、「学校等と連携した修学支援の実施」、「犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施」、「民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進」の6つの重点課題に取り組みます。

#### 【具体的取組】

- ・佐賀県再犯防止推進計画を策定し、施策の検証及び情報共有のために「再犯防止推進協議会」を設置
- ・社会を明るくする運動
- ・更生保護協会への活動費補助
- ・佐賀県地域生活定着支援センターによる支援
- ・レッツ・チャレンジ雇用事業
- ・学校等における非行防止のための相談・支援の充実
- ・暴力団離脱者の社会復帰や定着のための支援 他

#### 【数値目標】

- ・刑法犯及び特別法犯検挙者数中の再犯者数  
2023年度までに628人以下に

《基本目標》1すべての人に出番のある、  
住民主体の地域社会 さが

《取組方針》(3)ボランティア活動、CSO活  
動の促進

## 《取組方針》1-(3) ボランティア活動、CSO活動の促進

○地域福祉推進のためには、地域住民や事業者、ボランティア団体等が地域の実情に応じて、限られた資源を有効に活用しながら相互に協力していくことが不可欠です。このため、地域住民によるボランティア活動やさまざまなCSO(市民社会組織)活動を促進していくことが必要です。

<取組項目1-(3)-①> (担当課:県民協働課)

### ◆プラスワン運動の推進

#### 【取組の方向性】

自分も何か行動してみたいという思いを高めた人を、実際に一歩踏み出せる場を提供することにより応援します。

また、家庭や職業上の役割のほかに社会的な役割を1つは持つ人を増やし、地域の課題解決を図ることで暮らしの満足度を高めます。

#### 【具体的取組】

- ・市民活動応援ポータルサイト「CSOポータル」及びフェイスブック等によるボランティア情報の提供
- ・公益財団法人佐賀未来創造基金や県内各地の中間支援組織との協働によるプラスワン活動の推進

<取組項目1-(3)-②> (担当課:県民協働課)

### ◆CSOの活動基盤強化支援

#### 【取組の方向性】

県内のCSO(市民社会組織)が、公益性の高いサービスを自立的に提供できるよう資金調達力の強化に関する支援を行います。

#### 【具体的取組】

- ・CSOの資金調達力の強化支援
- ・市民活動応援ポータルサイト「CSOポータル」等による助成金情報の提供
- ・佐賀県ふるさと寄附金(「NPO等を指定したふるさと納税」)の活用
- ・佐賀CSOさいこう事業※の推進

※佐賀CSOさいこう事業…地域課題解決のために活動するCSOに対し、自立・継続に向けた基盤強化を図るための支援事業

<取組項目1-(3)-③> (担当課:県民協働課)

### ◆協働社会の推進

#### 【取組の方向性】

様々な主体との協働社会を目指し、県民、CSO、企業などの協働を進めていきます。

#### 【具体的取組】

- ・CSOから、県・市町に対する協働事業を受付け、県・市町とCSOとの協議を踏まえて協働事業を実施する。

#### 【数値目標】

- ・CSO提案型協働創出事業数
  - 2019年度7事業
  - 2020年度8事業
  - 2021年度9事業
  - 2022年度10事業

<取組項目1-(3)-④> (担当課:福祉課)

### ◆ボランティア活動の支援

#### 【取組の方向性】

これまでも地域福祉は県民によって支えられてきましたが、より一層の地域福祉の充実を図るためには、今後も、地域住民や民間団体の協力、行政や事業者との連携が必要となります。

そこで、県社会福祉協議会や各市町社会福祉協議会、ボランティア活動等支援団体が行うボランティア活動の推進を図るための各種事業に協力するとともに、子どもから高齢者まで幅広く地域住民に対して、ボランティア活動への参加を促していくことで、県民とともに支える地域福祉の体制強化を図ります。

#### 【具体的取組】

- ・地域福祉振興基金を活用したボランティア活動に関する研修の実施
- ・地域福祉振興基金によるCSO及び民間団体が実施する福祉関係事業への助成
- ・地域のボランティア団体との連携・協力

<取組項目1-(3)-⑤> (担当課:県民協働課)

### ◆県外CSO(NPO、NGO)誘致

#### 【取組の方向性】

県外で活躍するCSOの誘致により、人材の流入と雇用創出につなげるとともに、県内CSOの事業拡大や新たな事業創出を図ります。

#### 【具体的取組】

- ・首都圏等のイベントで広報・周知するなどして、県外で活躍するCSOを誘致する。

#### 【数値目標】

- ・県外CSO(NPO、NGO)誘致件数(累計)  
2022年度までに14件

《基本目標》1すべての人に出番のある、住民主体の地域社会 さが

《取組方針》(4)市町、社会福祉協議会、民生委員・児童委員などによる地域福祉活動の充実と実践

### 《取組方針》1-(4)

## 市町、社会福祉協議会、民生委員・児童委員などによる地域福祉活動の充実と実践

○市町は地域福祉計画の策定と実践を通じて、また、市町社会福祉協議会は市町と連携・協働して、地域住民や事業者等とともに地域の福祉課題の解決に主体的に取り組む必要があります。また、日頃から地域住民に身近に接し、地域住民と行政との橋渡し役である民生委員・児童委員活動の充実が必要です。

### <取組項目1-(4)-①> (担当課:福祉課)

#### ◆市町における地域福祉計画の見直し

##### 【取組の方向性】

市町は、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、地域における福祉サービスの適切な利用の推進、社会福祉事業の健全な発達、地域福祉活動への住民参加促進、包括的な支援体制の整備に関する事項を一体的に定める市町地域福祉計画の策定、見直しを適切な時期に行い、計画の実践を通じて、市町の地域福祉の推進に努め、県は地域福祉支援計画の策定等を通じて支援します。

##### 【具体的取組】

- ・市町に対する地域福祉計画見直し支援
- ・佐賀県地域福祉支援計画の策定

市町支援(技術)

### <取組項目1-(4)-②> (担当課:福祉課)

#### ◆市町社会福祉協議会における地域福祉活動計画の策定

##### 【取組の方向性】

市町社会福祉協議会は、市町の策定する地域福祉計画と連携・協働し、地域住民及び福祉・保健等の関係団体や事業者が、地域福祉推進に関わるための具体的な活動の計画の策定、見直しを適切な時期に行い、計画の実践を通じ地域福祉の推進に努めていきます。

また、県社協において地域福祉推進計画の策定を行い、地域福祉の推進に努めていきます。

##### 【具体的取組】

- ・未策定市町社協における地域福祉活動計画及び県社協における地域福祉推進計画の策定促進

《基本目標》1すべての人に出番のある、住民主体の地域社会 さが

《取組方針》(4)市町、社会福祉協議会、民生委員・児童委員などによる地域福祉活動の充実と実践

<取組項目1-(4)-③> (担当課:福祉課)

### ◆地域における福祉ネットワークの構築

【取組の方向性】

市町社会福祉協議会、地域住民やCSO(市民社会組織)、市町や民生委員・児童委員、社会福祉事業者、地域包括支援センター等の連携のもと、地域の実情に応じた創意と工夫により地域の福祉課題を解決し、共に支え合う地域社会の実現に向けた取組が促進されることが必要です。

(公財)地域福祉振興基金では、行政で対応できない福祉的な課題等に対し、地域の特性に応じて県社会福祉協議会及び市町社会福祉協議会が行う地域福祉活動の充実強化を図る事業に対し支援を行います。

【具体的取組】

・地域福祉振興基金などを活用したこどもや高齢者の見守り、ボランティア活動、子育て支援など地域主体の事業促進

市町支援(技術) (財政)

<取組項目1-(4)-④> (担当課:福祉課)

### ◆民生委員・児童委員活動の充実

【取組の方向性】

県民に対する民生委員・児童委員活動への理解を深めるために広報活動を行います。さらに、研修等の実施により民生委員・児童委員の相談支援能力を高めるとともに、各関係団体との連携を強化していきます。

【具体的取組】

・「民生委員・児童委員の手引き」や各種福祉関係資料の配付等による情報提供

市町支援(技術)

- ・相談支援能力向上等の各種研修の充実
- ・福祉事務所等行政機関との連携による支援
- ・民生委員・児童委員の制度や活動に関する広報の強化
- ・市町に対する工夫事例などの情報提供

(※民生委員・児童委員には主任児童委員を含みます。)



## 基本目標 その2

# すべての人に居場所と安心を届けるサービス さが

日常生活を営む上で様々な困難を抱える人に対する福祉サービスや相談支援について、利用者の立場に立ち、その方の思いや生き方に寄り添いながら共に課題解決を図ります。また、安心できる居場所を届けられるよう、サービス内容や相談機能の充実、提供体制の整備などに取り組みます。

## 《 基本目標(その2)にかかかる取組の全体像 》

基本 目標	取組方針	取組項目
<b>2</b> <b>すべての人に居場所と安心を届けるサービス</b> <b>さが</b>	<b>(1)</b> <b>対象者別サービス、 相談窓口の充実</b>	①介護保険施設等に対する指導 ②介護サービスに関する苦情相談受付体制の充実 ③介護相談員による相談体制の充実 ④障害福祉サービスの充実 ⑤障害者の相談支援体制の充実 ⑥専門的な相談機能の充実 ⑦福祉サービスの苦情解決体制の整備 ⑧福祉サービスの評価の推進 ⑨難病患者の日常生活及び医療等に関する相談窓口の充実 ⑩難病患者が利用可能なサービスの周知 ⑪ひとり親家庭の自立に向けた意欲を高め、安心して子育てと仕事を両立させるための支援 ⑫要保護児童に対する支援 ⑬ニート、ひきこもり等に対する総合的な支援体制の強化
	<b>(2)</b> <b>対象者を広くした サービスの促進及 び従来の支援対 象からもれている 方に対する支援</b>	①誰もが地域の中で安心して暮らせる拠点づくり(再掲) ②サービスのユニバーサルデザイン化の推進 ③難病に関する普及啓発 ④民生委員・児童委員活動の充実(再掲) ⑤保育の場の確保と充実 ⑥国際化に対する対応
	<b>(3)</b> <b>成年後見、福祉 サービスの利用援 助</b>	①福祉サービスの利用援助の普及・定着 ②成年後見制度の利用促進
	<b>(4)</b> <b>家族と本人のレス パイト支援</b>	①重度障害者のレスパイト入院の推進 ②重症難病患者のレスパイト入院の推進
	<b>(5)</b> <b>相談窓口ワンズ トップ化</b>	①行政機関における窓口の総合化 ②障害者の相談支援体制の充実(再掲) ③難病患者日常生活及び医療に関する相談窓口の充実強化 ④地域包括支援センターの機能強化 ⑤地域における認知症高齢者支援体制の整備 ⑥虐待に対する支援体制の整備

## 《 基本目標(その2)にかかる取組の全体像 》

基本目標	取組方針	取組項目
<b>2</b> <b>すべての人に居場所と安心を届けるサービス</b> <b>さが</b>	<b>(6)</b> <b>相談・支援機関の集積を活かした活用促進</b>	①佐賀県駅北館周辺施設の活用促進 ②佐賀県在宅生活サポートセンターの活用 ③在宅生活者への自立生活支援
	<b>(7)</b> <b>市町と県、社協の役割分担と連携</b>	①県と市町の役割分担と連携 ②社会福祉協議会と行政機関との役割分担、連携
	<b>(8)</b> <b>誰も置き去りにしない地域防災体制の確立</b>	①避難行動要支援者の避難体制の整備 ②施設等における防災体制の充実 ③防災訓練の実施 ④避難所の適切な設置運営 ⑤災害ボランティア活動の支援
	<b>(9)</b> <b>生活困窮者に寄り添った自立支援</b>	①包括的な支援の実施 ②早期的な支援の実施 ③個別的な支援の実施 ④継続的な支援の実施 ⑤生活困窮者との信頼関係の構築

《基本目標》2すべての人に居場所と安心を届けるサービス さが

《取組方針》(1)対象者別サービス、相談窓口の充実

## 《取組方針》2-(1) 対象者別サービス、相談窓口の充実

○高齢者、障害者、難病患者、ひとり親家庭の親など対象者ごとのサービスや相談支援体制について確保、充実を図ることとあわせて、福祉サービスの苦情解決体制の整備や評価の促進を図る必要があります。

<取組項目2-(1)-①> (担当課:長寿社会課)

### ◆介護保険施設等に対する指導

#### 【取組の方向性】

介護保険施設等に対する定期的な指導において、各サービス毎に定められた人員・設備・運営等の基準を遵守しているかどうかの確認を行い、サービスの質の確保・向上につながるよう努めます。

#### 【具体的取組】

・定期的な集団指導の実施、実地指導の実施

<取組項目2-(1)-②> (担当課:長寿社会課)

◆介護サービスに関する苦情相談受付体制の充実

【取組の方向性】

介護保険制度が利用者本位の制度として定着するためには、利用者からの苦情に事業所や施設が、真摯に対応するとともに、県国民健康保険団体連合会での苦情・相談に対する適切かつ迅速な対応が重要となります。

県では、市町(保険者)・県国民健康保険団体連合会等の関係機関と連携し、利用者が安心して介護サービスを受けられることができるような体制づくりに努めます。

【具体的取組】

- ・介護保険施設・事業所や市町(保険者)等を対象とした苦情処理研修会の開催
- ・介護保険施設等に対する実地指導の実施

市町支援(技術)

<取組項目2-(1)-③> (担当課:長寿社会課)

◆介護相談員による相談体制の充実

【取組の方向性】

介護相談員による相談体制の充実を促進するため、新たに介護相談員として市町(保険者)に配置される人への研修を実施するなど、利用者が介護サービスを安心して利用できる環境整備に努めます。

【具体的取組】

- ・介護相談員養成研修の実施

市町支援(技術)

<取組項目2-(1)-④> (担当課:障害福祉課)

### ◆障害福祉サービスの充実

#### 【取組の方向性】

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境づくりのため、住まいの場であるグループホームの整備や自宅で暮らす障害者の緊急時受入体制の整備など障害福祉サービスの充実を図ります。

#### 【具体的取組】

就労系サービス(就労移行支援、就労継続支援(A,B)、就労定着支援)、訪問系サービス(居宅介護や重度訪問介護等)、日中活動系サービス(生活介護、自立訓練等)、居住系サービス(グループホーム、ケアホーム)、施設入所支援、計画相談支援、地域相談支援の充実への支援

市町支援(財政)

#### 【数値目標】 ※月間

##### ・就労系サービスの利用者数

2017年度3,632人(58,122人日)を、  
2020年度4,414人(69,678人日分)に

##### ・訪問系サービスの利用者数

2017年度1,191人(22,295時間分)を、  
2020年度1,527人(28,901時間分)に

##### ・日中活動系サービスの利用者数

2017年度2,532人(53,271人日分)を、  
2020年度2,942人(59,046人日分)に

##### ・居住系サービス(グループホーム)の利用者数

2017年度1,247人を、2020年度1,485人

##### ・施設入所支援

2017年度1,361人を、2020年度1,354人に

##### ・地域相談支援

2017年度15人を、2020年度75人に

##### ・計画相談支援

2017年度2,780人を、2020年度4,093人に

<取組項目2-(1)-⑤> (担当課:障害福祉課)

◆障害者の相談支援体制の充実

【取組の方向性】

障害者及びその家族等が身近な地域で相談支援を受けることができるよう、市町の総合相談窓口において専門家が365日対応できる体制の維持に努めます。

【具体的取組】

- ・市町の総合相談窓口へ相談支援の知識・経験が豊富なアドバイザーの派遣や専門職員設置への補助

市町支援(技術) (財政)

<取組項目2-(1)-⑥> (担当課:福祉課)

◆専門的な相談機能の充実

【取組の方向性】

地域の問題が深刻化、複雑化する中、県の専門相談機関としての機能の充実のみならず、機関相互のネットワークづくりや地域の相談機関への適切な支援などにより、地域における総合的な相談支援体制の構築を目指します。

【具体的取組】

- ・保健福祉事務所、総合福祉センター(児童相談所、婦人相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所)、精神保健福祉センター、男女共同参画センターなど専門的相談機関の機能充実と相互ネットワークづくり

<取組項目2-(1)-⑦> (担当課:福祉課)

◆福祉サービスの苦情解決体制の整備

【取組の方向性】

県社会福祉協議会内の福祉サービス運営適正化委員会において、福祉サービスの適切な利用又は提供を支援するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決し利用者の権利擁護を図っていきます。

【具体的取組】

- ・苦情解決制度の広報、普及啓発
- ・福祉サービス運営適正化委員会による相談受付、調査、助言、あっせん等
- ・社会福祉事業者による苦情解決体制の整備の促進

<取組項目2-(1)-⑧> (担当課:福祉課)

◆福祉サービスの評価の推進

【取組の方向性】

福祉サービスの質を向上させ、利用者や地域住民の信頼を得ていくため、自己評価にとどまらず、一定の基準を満たした公正中立な第三者機関による評価を受けることが重要であり、評価調査者の養成を行うとともに、事業者への評価制度の普及啓発を行います。

また、さが福祉サービス評価制度の活用により福祉サービスの質の向上に取り組むとともに、地域と社会福祉法人等の連携を促進し、地域における公益活動(貢献活動)の促進を図ります。

【具体的取組】

- ・評価調査者の養成研修の実施
- ・事業者及び利用者などに対するさが福祉サービス評価制度の普及啓発
- ・各施設協議会等に対する説明会の実施による受審勧奨
- ・受審することのメリットを示すなど受審促進のための取組の工夫



<取組項目2-(1)-⑨> (担当課:健康増進課)

◆難病患者の日常生活及び医療等に関する相談窓口の充実

【取組の方向性】

難病患者やその家族が安心して相談できるよう、佐賀県難病相談支援センターや保健福祉事務所における相談体制の充実を図ります。

また、難病拠点病院に配置した難病医療コーディネーターに相談対応、医療機関等とのネットワークの強化を進めます。

【具体的取組】

- ・佐賀県難病相談支援センターによる訪問相談の実施
- ・保健師など専門職員の配置
- ・難病医療コーディネーターによるきめ細やかな相談対応

【数値目標】

- ・難病医療コーディネーターの相談受付件数  
概ね毎年度350件の相談対応を目指す

<取組項目2-(1)-⑩> (担当課:健康増進課)

◆難病患者が利用可能なサービスの周知

【取組の方向性】

平成25年4月から、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に定める障害福祉サービスの対象に難病患者が加えられたことから、その対象者及び支援者への丁寧な周知・説明によりサービスの利用促進を図り、難病患者が地域で安心して療養しながら暮らすことのできる環境づくりを進めます。

【具体的取組】

- ・佐賀県難病支援センターにおけるサービスの対象となる疾病の周知
- ・難病受給者認定の新規・更新手続時におけるサービスの対象となる疾病の周知

<取組項目2-(1)-⑪> (担当課:こども家庭課)

**◆ひとり親家庭の自立に向けた意欲を高め、安心して子育てと就業を  
両立させるための支援**

【取組の方向性】

ひとり親家庭において、自立に向けた意欲を高め、安心して子育てと就業を両立させるために、子育てしている現状に合った働き方を見つけるサポートや、今より所得が多くなるための各種資格の取得に向けた支援などに取り組みます。

【具体的取組】

- ・母子家庭等就業・自立支援センター事業による就業相談員の配置
- ・母子・父子自立支援プログラム策定事業によるプログラム策定員の配置
- ・ひとり親家庭等相談支援事業による生活相談員の配置
- ・母子・父子自立支援員研修会の実施

<取組項目2-(1)-⑫> (担当課:こども家庭課)

**◆要保護児童に対する支援**

【取組の方向性】

要保護児童に対しては、児童相談所、市町、市町設置の要保護児童対策地域協議会等が密接に連携しながら支援の充実を図ります。

【具体的取組】

- ・要保護児童対策地域協議会との連携強化
- ・児童虐待の早期発見、早期対応のための広報・啓発
- ・児童養護施設等退所児童のアフターケアの充実
- ・里親等家庭養護の推進及び里親制度の普及啓発

《基本目標》2すべての人に居場所と安心  
を届けるサービス さが

《取組方針》(1)対象者別サービス、相談  
窓口の充実

<取組項目2-(1)-⑬> (担当課:こども未来課)

**◆ニート、ひきこもり等に対する総合的な支援体制の強化**

**【取組の方向性】**

佐賀県子ども・若者支援地域協議会、佐賀県子ども・若者総合相談センター及びその他支援機関と密接に連携し、ニート、ひきこもり等社会生活を円滑に営む上で様々な困難を抱えた子ども・若者の総合的な支援体制の強化に努め、更なる社会参加や就労につながるよう取組を推進します。

**【具体的取組】**

・子ども・若者総合相談センターにおける訪問支援(アウトリーチ)による相談、専門の相談機関へつなげるワンストップの相談サービスの実施

《基本目標》2すべての人に居場所と安心を届けるサービス さが

《取組方針》(2)対象者を広くしたサービスの促進及び従来の支援対象からもれている方に対する支援

## 《取組方針》2-(2)

### 対象者を広くしたサービスの促進及び従来の支援対象からもれている方に対する支援

○制度やサービスの隙間に置かれていたり、声を上げられずに必要な支援を受けられない人をなくしていくために、従来より対象者を広くしたサービスの普及や、支援対象から漏れている人の発見、支援機能の充実が必要です。

<取組項目2-(2)-①> (担当課:福祉課)

#### ◆誰もが地域の中で安心して暮らせる拠点づくり(再掲)

##### 【取組の方向性】

「地域共生ステーション(宅老所・ぬくもいホーム)」について、これまで以上に地域の拠点として定着するよう、小学校区に1箇所の設置を目指すとともに、今後は特に「ぬくもいホーム」を増やし、地域の身近な相談窓口としての機能を持つなど、制度によらない柔軟で独自のサービスを創出・提供することを促進し、地域共生ステーションが地域住民にとってより身近な居場所となるようその取組を推進します。

##### 【具体的取組】

・「ぬくもいホーム」機能充実に向けた新規開設相談等及び転換等補助の充実

市町支援(技術) (財政)

- ・研修や個別指導による質の向上や人材確保に関する支援
- ・地域共生社会実現についての普及啓発

##### 【数値目標】

・地域共生ステーションが整備された小学校区の割合  
2018年度末設置率64%からの増加

・「ぬくもいホーム」の設置数

2018年度末81か所を2022年度101か所に

《基本目標》2すべての人に居場所と安心を届けるサービス さが

《取組方針》(2)対象者を広くしたサービスの促進及び従来の支援対象からもれている方に対する支援

<取組項目2-(2)-②> (担当課: 県民協働課、福祉課、障害福祉課)

### ◆サービスのユニバーサルデザイン化の推進

#### 【取組の方向性】

高齢者、障害者、外国人、子ども連れの方などすべての人が、満足度の高い適切なサービスを受けられるよう、利用者の特性に配慮したサービスの普及に努めるとともに、県が行うイベント等についてもユニバーサルデザイン化されるよう取り組みます。

また、誰もが、いつでも、どこでも、必要な情報を迅速かつ正確に入手できるよう、様々な広報媒体を利用してわかりやすい表現や表示に配慮した情報の提供を行います。

#### 【具体的取組】

- ・要約筆記・手話通訳等の普及
- ・広報など情報提供における表現や表示の工夫
- ・事業者向けの研修会の開催
- ・イベントづくりサポートブックの周知

<取組項目2-(2)-③> (担当課: 健康増進課)

### ◆難病に関する普及啓発

#### 【取組の方向性】

難病に対する正しい理解を深めるために情報発信を行います。

#### 【具体的取組】

- ・各保健福祉事務所及び難病相談支援センターによる研修会等の開催

《基本目標》2すべての人に居場所と安心を届けるサービス さが

《取組方針》(2)対象者を広くしたサービスの促進及び従来の支援対象からもれている方に対する支援

<取組項目2-(2)-④> (担当課:福祉課)

### ◆民生委員・児童委員活動の充実(再掲)

#### 【取組の方向性】

県民に対する民生委員・児童委員活動への理解を深めるために広報活動を行います。さらに、研修等の実施により民生委員・児童委員の相談支援能力を高めるとともに、各関係団体との連携を強化していきます。

#### 【具体的取組】

市町支援(技術)

- ・「民生委員・児童委員の手引き」や各種福祉関係資料の配付等による情報提供
- ・相談支援能力向上等の各種研修の充実
- ・福祉事務所等行政機関との連携による支援
- ・民生委員・児童委員の制度や活動に関する広報の強化
- ・市町に対する工夫事例などの情報提供

《基本目標》2すべての人に居場所と安心を届けるサービス さが

《取組方針》(2)対象者を広くしたサービスの促進及び従来の支援対象からもれている方に対する支援

<取組項目2-(2)-⑤> (担当課:こども未来課)

### ◆保育の場の確保と充実

【取組の方向性】

#### (1)保護者の多様なニーズに応える保育の場の確保

待機児童が発生しないよう制度の実施主体である市町と連携し、保育所等の整備や保育士確保に係る支援等を行い、待機児童の解消を図ります。

また、病児・病後児保育、延長保育、一時預かり、乳児家庭全戸訪問、障害児への対応等の子育て支援に係る事業を実施する市町と連携し、保育サービスの充実を図ります。

市町支援(技術) (財政)

#### (2)放課後児童クラブの充実

4年生以上の児童受入を市町が円滑に実施できるよう、実施場所や支援員の確保に向けて引き続き支援を行い、放課後児童クラブを利用できない児童の解消を図ります。

市町支援(技術) (財政)

【具体的取組】

- ・待機児童が発生しないよう市町との連携を強化し、市町の計画に沿った施設整備等の促進
- ・保育士確保に対する支援
- ・保育所における延長保育や幼稚園における預かり保育への支援
- ・病児・病後児保育、延長保育、一時預かり等、市町が行う子育て支援に係る事業の支援
- ・幼稚園等における障害児を受け入れるための体制整備(人件費等)への支援
- ・放課後児童クラブの運営や施設整備に係る支援

【数値目標】

- ・4月1日時点の保育所待機児童数  
2021年度4月までに0人に
- ・病児・病後児保育施設数  
2022年度までに21施設に
- ・5月1日時点の放課後児童クラブを利用できなかった児童数  
2022年度までに0人に

《基本目標》2すべての人に居場所と安心を届けるサービス さが

《取組方針》(2)対象者を広くしたサービスの促進及び従来の支援対象からもれている方に対する支援

<取組項目2-(2)-⑥> (担当課:国際課)

◆国際化に対する対応

【取組の方向性】

市町等と連携し、外国人住民等が住みやすい環境整備を推進します。

【具体的取組】

- ・市町等と連携した外国人相談体制のネットワーク構築
- ・防災や外国人相談など多文化共生分野のボランティアの育成等
- ・市町等との多文化共生のモデル施策の検討
- ・国際協力事業の推進
- ・地域等での国際理解講座の実施等

【数値目標】

- ・地域日本語教室設置市町数  
2022年度までに20市町に
- ・国際交流ボランティア養成講座受講者数  
毎年度42人



《基本目標》2すべての人に居場所と安心を届けるサービス さが

《取組方針》(3)成年後見、福祉サービスの利用援助

## 《取組方針》2-(3) 成年後見、福祉サービスの利用援助

○認知症や障害などにより判断能力が不十分な方の行為を支援するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業について、周知と普及を図っていく必要があります。

<取組項目2-(3)-①> (担当課:福祉課)

### ◆福祉サービス利用援助事業の普及・定着

#### 【取組の方向性】

認知症高齢者など、判断能力が十分ではないために福祉サービス等を適切に利用できない方を支援するため、成年後見制度を補完する仕組みとして、県社会福祉協議会のあんしんサポートセンターにおいて、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービスなどを実施します。

この事業は、利用者との契約に基づき、

- ① 福祉サービスの利用援助
- ② 日常的金銭管理サービス
- ③ 書類等の預かりサービス

などの援助を行うものです。

この事業の利用を促進するため、県民への制度の周知、地域包括支援センターをはじめとする関係機関との連携を図る必要があります。

利用希望者に対するパンフレットの配布等による普及・啓発や各種会議等を通じて福祉関係機関等への周知を図るとともに、成年後見制度などとも連携しながら制度の利用促進を図ります。

#### 【具体的取組】

- ・県社協のあんしんサポートセンターにおける日常生活自立支援事業の実施
- ・県民への制度の周知、地域包括支援センターをはじめとする関係機関との連携
- ・利用希望者に対するパンフレットの配布等による普及・啓発
- ・福祉関係機関等への周知
- ・成年後見制度との連携

<取組項目2-(3)-②> (担当課:長寿社会課、障害福祉課)

### ◆成年後見制度の利用促進

#### 【取組の方向性】

成年後見制度利用促進法が成立し、市町は、成年後見制度の利用促進に向けて、関係者の連携ネットワークの構築等の取組を進めることとされました。

成年後見制度の利用促進に向けて、市町と関係者との意見交換を踏まえ、体制構築の取組を支援します。

また、すべての市町において成年後見制度が適切に実施されるよう、社会福祉士会や弁護士会、司法書士会などの後見業務を行う法律職団体と連携しながら働きかけを行います。

#### 【具体的取組】

- ・成年後見制度の周知(司法・福祉・行政関係者、地域住民等を対象とした研修会の開催)
- ・地域連携ネットワークの構築(司法・福祉・行政関係者による協議会の開催)

《基本目標》2すべての人に居場所と安心を届けるサービス さが

《取組方針》(4)家族と本人のレスパイト支援

## 《取組方針》2-(4) 家族と本人のレスパイト支援

○高齢であっても障害などがあっても地域で自立した生活をしていくためには、各種サービスや相談窓口の充実とあわせて、本人及び介護等にあたる家族の休息(レスパイト)の場の確保、充実が必要です。

<取組項目2-(4)-①> (担当課:障害福祉課)

### ◆重度障害者のレスパイト入院※の推進

【取組の方向性】

在宅で重度障害者を介護する家族の休息のための日中一時支援事業所や短期入所事業所の開設を促進するとともに、レスパイト入院の普及啓発や医療機関との連携強化を進め利用促進を図ります。

【具体的取組】

- ・日中一時支援事業所等への運営費補助
- ・医療的ケア児者支援のための協議の場の設置

【数値目標】

- ・医療的ケアが可能な短期入所事業所の整備数  
2017年度3箇所を、2020年度までに6箇所に

※レスパイト入院・・・家族の一時休息のために障害児・者を施設に一時的に預けること

<取組項目2-(4)-②> (担当課:健康増進課)

### ◆重症難病患者のレスパイト入院の推進

【取組の方向性】

在宅で重症難病患者を介護する家族等の休息を確保するため、レスパイト入院の普及啓発や医療機関との連携強化を進め利用促進を図ります。

【具体的取組】

- ・在宅重症難病患者一時入院(レスパイト)事業の実施
- ・難病医療コーディネーターによる相談対応や入院先の確保

## 《取組方針》2-(5) 相談窓口ワンストップ化

○困ったときにどこに相談したらよいかわからない、いくつもの窓口で同じことを最初から説明しなければならないといったことをできる限り少なくしていくために、各分野において「窓口のワンストップ化」を推進する必要があります。

### <取組項目2-(5)-①> (担当課:福祉課)

#### ◆行政機関における窓口の総合化

##### 【取組の方向性】

市町や県において、相談を一か所の窓口で受けることのできるワンストップサービスの提供を推進します。

また、保健福祉事務所における総合的な相談機能の充実を図ります。

##### 【具体的取組】

- ・市町における包括的な相談支援体制の整備への支援
- ・行政の窓口(旧さが元気ひろば)の取組
- ・保健福祉事務所における総合的な相談機能の充実

### <取組項目2-(5)-②> (担当課:障害福祉課)

#### ◆障害者の相談支援体制の充実(再掲)

##### 【取組の方向性】

障害者及びその家族等が身近な地域で相談支援を受けることができるよう、市町の相談総合窓口において、専門家が365日対応できる体制の機能維持に努めます。

##### 【具体的取組】

- ・市町の総合相談窓口へ相談支援の知識・経験が豊富なアドバイザーの派遣や専門職員設置への補助

市町支援(技術) (財政)

<取組項目2-(5)-③> (担当課:健康増進課)

**◆難病患者の日常生活及び医療に関する相談窓口の充実強化**

【取組の方向性】

県外で開催される難病相談員向け研修会へ派遣するなどして、相談員としての資質向上を図ります。また、臨床心理士による相談を開催するとともに、医師やハローワーク等との連携強化を図ります。

【具体的取組】

- ・難病相談センター相談員のスキルアップ
- ・関係機関との連携強化

<取組項目2-(5)-④> (担当課:長寿社会課)

**◆地域包括支援センターの機能強化**

【取組の方向性】

地域包括支援センターの職員の資質向上に向けた取組を行うとともに、地域包括支援センターの事業評価と人員体制の確保が行われるよう支援します。

【具体的取組】

- ・評価指標を用いた各地域包括支援センターの業務の実施状況の把握
- ・評価結果を踏まえた地域包括支援センター職員研修等の実施

<取組項目2-(5)-⑤> (担当課:長寿社会課)

◆地域における認知症高齢者支援体制の整備

【取組の方向性】

認知症の人や家族の視点に立って、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりを進めるとともに、認知症の容態の変化に応じて適時・適切に切れ目なく保健医療サービス及び福祉サービスが提供される循環型の仕組みが構築されるよう、各種取組を進めます。

【具体的取組】

- ・認知症予防・早期発見・早期対応(認知症疾患医療センター)
- ・認知症地域支援連携体制の強化(認知症コールセンター)
- ・若年性認知症施策の推進(若年性認知症支援センター)

<取組項目2-(5)-⑥> (担当課:こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課)

### ◆虐待に対する支援体制の整備

#### 【取組の方向性】

##### ①高齢者に対する虐待

まだまだ潜在化した虐待があると考えられるため、引き続き高齢者虐待防止について関係機関への研修事業等を行っていきます。

##### ②障害者に対する虐待

障害者虐待の未然防止、早期発見・早期解決を図るための取組を推進し、障害者の権利擁護を図ります。

##### ③児童に対する虐待

児童虐待の早期発見、早期対応のため、児童相談所の体制を強化するとともに、市町要保護児童対策地域協議会の取組強化を図ります。

また、学校等現場における虐待専門研修を実施します

市町支援(技術)

#### 【具体的取組】

##### ①高齢者に対する虐待

- ・市町担当者及び介護職員に対する虐待防止研修の実施
- ・一般県民に対する虐待防止及び認知症に関する普及・啓発
- ・養介護施設等に対する実地指導の実施

市町支援(技術)

##### ②障害者に対する虐待

- ・障害福祉サービス事業所の職員への虐待防止・権利擁護に関する研修会や出前講座の開催
- ・実地指導における体制の整備状況の確認
- ・市町担当者及び相談支援事業所の職員への虐待防止・権利擁護に関する研修会の開催

市町支援(技術)

##### ③児童に対する虐待

- ・児童虐待対策事業等による児童相談所への嘱託職員の配置等
- ・児童虐待防止市町村支援事業による児童虐待防止

#### 地域体制の整備

市町支援(技術) (財政)

- ・児童虐待防止対策緊急強化事業による学校等現場における

#### 専門研修の実施

市町支援(技術) (財政)

#### 【数値目標】

##### ②障害者に対する虐待

- ・虐待に関する研修会実施数 2017年度末26回を2022年度30回に。

##### ③児童に対する虐待

- ・佐賀県民意識調査における子育て環境に対して満足と回答した人の割合 毎年度45.8%

《基本目標》2すべての人に居場所と安心を届けるサービス さが

《取組方針》(6)相談・支援体制機関の集積を生かした活用促進

## 《取組方針》2-(6) 相談・支援機関の集積を生かした活用促進

○佐賀駅周辺には、母子福祉センター、難病相談支援センター、地域生活リハビリセンターが入居する「佐賀県駅北館」や、在宅生活サポートセンターなど相談・支援機関が集積しており、これを生かした情報発信等の取組が必要です。

<取組項目2-(6)-①> (担当課:こども家庭課、障害福祉課、健康増進課)

### ◆佐賀県駅北館周辺施設の活用促進

#### 【取組の方向性】

県民や事業者等に対する情報発信、情報交換、人材育成の拠点となるよう取組を進めます。

#### 【具体的取組】

・佐賀県駅北館及び周辺施設の活用促進



<取組項目2-(6)-②> (担当課:長寿社会課)

### ◆佐賀県在宅生活サポートセンターの活用

#### 【取組の方向性】

佐賀県在宅生活サポートセンターは、県内全域での高齢者等の在宅生活における自立の支援及び介護知識・技術の普及を図るため、

- ①小中高生や企業団体等を対象とした介護の体験講座
- ②介護技術修得のための講座
- ③福祉用具・バリアフリーモデル住宅の展示
- ④介護や福祉用具等に関する相談
- ⑤市町・地域包括支援センターの職員に対する福祉用具等に係る研修
- ⑥抱え上げない介護の講習会

などを実施しています。

県民の利便性の向上や、効果的なサービス提供を行うため、センターの移転改築に併せ、バリアフリーモデル住宅のリニューアルや福祉用具の展示・相談体制を整備強化して、市町や関係機関等と連携を図りながら、生活支援体制の充実を図ります。

#### 【具体的取組】

- ・佐賀県在宅生活サポートセンターを活用した介護知識・技術の普及促進
- ・バリアフリーモデル住宅の積極的活用

<取組項目2-(6)-③> (担当課:長寿社会課)

◆在宅生活者への自立生活支援

【取組の方向性】

佐賀県在宅生活サポートセンターについては、「ユニバーサルデザインを活かした誰もが自分らしく暮らせる生活スタイル」を提案していく拠点として、「在宅生活を支える施設」、「在宅生活を支える機関・団体等をつなぐ施設」、「在宅生活を支える人材を育成する施設」としての機能を充実させていく必要があります。

介護を必要とする高齢者だけでなく、介護は必要ではないけれど日常生活の中で支障を感じている高齢者や障害者、難病患者など全ての在宅生活者に対し、ちょっとした工夫や配慮を行うことでよりよい暮らし・自立した生活ができるように、必要な助言や支援が行える人材の育成を図っていきます。

【具体的取組】

- ・佐賀県在宅生活サポートセンターを活用した介護知識・技術の普及促進
- ・バリアフリーモデル住宅の積極的活用

## 《取組方針》2-(7) 市町と県、社協の役割分担と連携

○福祉サービスや相談支援に係る情報提供やサービス提供について、市町と県は役割分担を明確にしたうえで、連携して総合的な支援を行う必要があります。

また、市町社会福祉協議会と県社会福祉協議会、社会福祉協議会と行政の間においても、役割分担を明確にしたうえで、十分連携を図っていく必要があります。

<取組項目2-(7)-①> (担当課:福祉課・長寿社会課)

### ◆市町と県の役割分担と連携

#### 【取組の方向性】

各種サービスの提供や相談支援について、広域的・専門的な部分を県が担当し、市町は地域住民等及び関係機関の相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めます。

県としては、市町による地域の実情に応じた包括的な相談・支援体制の整備を図るため、市町に対する情報提供等の支援を行い、好事例の普及に努めます。

また、市町に対する既存の協議体を活用した連携方策検討の働きかけを行っていきます。

その他、地域共生ステーションの推進や地域の担い手養成講座等を行うことにより、地域の担い手となる人材を育成し、市町を支援します。

#### 【具体的取組】

- ・市町と県の役割分担の整理、連携による総合的な支援
- ・市町における包括的な支援体制の整備への支援
- ・地域共生ステーションの推進
- ・市町における介護予防や生活支援などの取組への支援

市町支援(技術)

市町支援(技術)

市町支援(技術) (財政)

市町支援(技術)

<取組項目2-(7)-②> (担当課:福祉課)

**◆社会福祉協議会と行政機関との役割分担、連携**

**【取組の方向性】**

地域住民の様々な問題やニーズに対応するため、市町社会福祉協議会は公的サービスや民間サービスに関する情報提供や利用援助を地域住民に対して実施し、県社会福祉協議会は広域性や専門性を生かして民間の地域福祉活動を支援し市町社会福祉協議会との連携や調整を行います。

市町、県は、市町社協、県社協が事業を効果的に実施できるようそれぞれ必要な支援を行うとともに、連携を図ります。

**【具体的取組】**

- ・市町社協、県社協の役割分担と連携
- ・市町社協、県社協と市町、県との役割分担と連携

《基本目標》2すべての人に居場所と安心を届けるサービス さが

《取組方針》(8)誰も置き去りにしない地域防災体制の確立

## 《取組方針》2-(8) 誰も置き去りにしない地域防災体制の確立

○東日本大震災や熊本地震の教訓も踏まえ、災害時に特別な配慮や支援を必要とする避難行動要支援者の避難対策について充実を図る必要があります。

<取組項目2-(8)-①> (担当課:消防防災課、福祉課、障害福祉課、健康増進課)

### ◆避難行動要支援者の避難体制の整備

#### 【取組の方向性】

避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、市町における避難行動要支援者の名簿の充実や名簿の適切な活用、個人支援プランの充実などを支援します。

#### 【具体的取組】

- ・障害者・難病団体等と連携した個人支援プランへの登録促進 市町支援(技術)
- ・障害者・難病団体への訓練の案内及び参加の呼びかけ
- ・防災訓練等への避難行動要支援者の訓練参加
- ・福祉避難所の市町における指定促進及び避難所での良好な生活環境の確保のための取組支援 市町支援(技術)
- ・「大規模災害時における難病患者の行動・支援マニュアル(NPO法人佐賀県難病支援ネットワーク)」を活用した難病患者等への適切な避難支援 市町支援(技術)

#### 【数値目標】

- ・個別計画策定完了市町数

2018年度末5市町を2022年度までに20市町に

<取組項目2-(8)-②>(担当課:福祉課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課)

### ◆施設等における防災体制の充実

#### 【取組の方向性】

施設入所者等の命を守り、安心安全な生活を確保するため、各施設における防災計画の適切な見直しや防災体制の充実・強化を支援します。

また、実際に入所者等が参加する避難訓練の定期的な実施を働きかけていきます。

#### 【具体的取組】

- ・福祉施設等における入所者の避難訓練実施の働きかけ
- ・福祉施設入所者の広域避難に関する施設への指導・助言
- ・福祉施設等における地域防災計画、避難訓練を踏まえた避難計画の見直しの促進

<取組項目2-(8)-③>(担当課:消防防災課)

### ◆防災訓練の実施

#### 【取組の方向性】

風水害、地震・津波災害等の災害に備え、市町と共催で地域住民や防災関係機関の参加による防災訓練を実施し、県民の防災意識の高揚、地域防災計画の具体的な運用と各防災関係機関の防災技術の向上及び相互協力体制の強化を図ります。

#### 【具体的取組】

- ・住民主体の防災訓練の実施
- ・避難行動要支援者の避難訓練の支援
- ・市町において避難行動要支援者のための要配慮者、支援者、関係機関等が一体となった地域ぐるみの情報伝達訓練や避難訓練が行われるよう支援
- ・福祉施設等における入所者の避難訓練の支援

市町支援(技術)

市町支援(技術)

市町支援(技術)

#### 【数値目標】

- ・県内4地区にわけ、毎年各地区持ち回りで住民主体の防災訓練を複数回実施  
毎年度5回実施

<取組項目2-(8)-④>(担当課:消防防災課、福祉課)

### ◆避難所の適切な設置運営

#### 【取組の方向性】

避難所の設置運営が円滑に行われるように、市町とともに住民主体の避難所運営訓練に取り組みます。

また、災害時に避難行動要支援者がスムーズに避難できるよう福祉避難所の指定促進を市町に働きかけていきます。

#### 【具体的取組】

- ・市町との共催による住民主体の避難所運営訓練への取組
- ・要配慮者を考慮した避難所運営訓練の支援

市町支援(技術)

#### 【数値目標】

- ・福祉避難所指定完了市町数

2018年度10市町を2022年度20市町に

<取組項目2-(8)-⑤>(担当課:県民協働課)

### ◆災害ボランティア活動の支援

#### 【取組の方向性】

佐賀県県民災害ボランティアセンターや災害ボランティア団体等と連携し、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるようその活動環境の整備を図ります。

#### 【具体的取組】

佐賀県県民災害ボランティアセンターや災害ボランティア団体等と連携した災害時のボランティア対応

- ・平時からの災害ボランティア関係者間の連携強化のための連絡会議の実施
- ・災害時における連携・協力体制構築のための取組の推進

《基本目標》2すべての人に居場所と安心を届けるサービス さが

《取組方針》(9)生活困窮者に寄り添った自立支援

## 《取組方針》2-(9) 生活困窮者に寄り添った自立支援

○全国的な生活保護受給者、生活困窮層の増加等の現状を踏まえ、生活保護に至る前の段階の自立支援の強化を図るため、「生活困窮者自立支援法」が制定され、平成27年4月に施行されました。生活困窮者に寄り添った自立支援を行っていく必要があることから、相談窓口となる生活自立支援センターを設置しています。

<取組項目2-(9)-①> (担当課:福祉課)

### ◆包括的な支援の実施

【取組の方向性】

相談内容が他機関に関する内容であった場合でも、「相談したい」、「誰か助けてほしい」、「どうしたらいいの」など、相談者の気持ちをきちんと受け止め、相談内容から、相談者の自立支援を一緒に行う支援機関と連携して、本人を中心とした包括的な支援を実施します。

【具体的取組】

- ・ワンストップ対応の相談窓口の設置
- ・支援調整会議の開催

<取組項目2-(9)-②> (担当課:福祉課)

### ◆早期的な支援の実施

【取組の方向性】

生活困窮に陥っている方は、自ら積極的にSOSを発することが少ないため、地域に広く潜在化しています。地域の中に生活困窮者を発見、支援につなぐためのネットワークを構築するなどして、このような生活困窮者を少しでも早く支援の手につなげることができるよう努めます。

【具体的取組】

- ・民生委員・児童委員や自治会、学校などの地域の社会資源を活用したネットワークの構築



<取組項目2-(9)-③> (担当課:福祉課)

◆個別的な支援の実施

【取組の方向性】

生活困窮者がもつ課題は多種多様で、個々人で異なるため、相談の段階で丁寧にアセスメントを行い、生活困窮者の状況に応じた支援プランを作成します。

また、長期間就労経験がない場合などでも、段階的に就労自立へ進めるよう協力企業などの中間的就労の場を開拓し、生活困窮者とのマッチングを図ります。

【具体的取組】

- ・個々の状況に応じたプランの作成などを行う自立相談支援事業
- ・就労準備支援事業及び就労訓練事業

<取組項目2-(9)-④> (担当課:福祉課)

◆継続的な支援の実施

【取組の方向性】

生活困窮者が一般就労に就き、経済的自立を達成したと思われる場合においても、職場における人間関係のトラブルなどから短期離職とならないよう、定着支援を実施します。また、日常的自立及び社会的自立が達成できていない場合にも、継続して支援を実施します。

【具体的取組】

- ・個々の状況に応じたプランの作成などを行う自立相談支援事業

<取組項目2-(9)-⑤> (担当課:福祉課)

◆生活困窮者との信頼関係の構築

【取組の方向性】

生活困窮状態に陥っている方の多くは、これまでの経験などから、自尊感情や自己有用感を喪失し、周囲の支援の手を拒絶することも多いと考えられるため、定期的な訪問により相手を知る努力及び支援者のことを知ってもらう努力を積み重ねて、少しずつ信頼関係を構築できるよう努めます。

【具体的取組】

- ・個々の状況に応じたプランの作成などを行う自立相談支援事業

【数値目標】 ※①～⑤の取組による目標

- ・生活困窮者自立支援法に基づくプランの作成件数(郡部)  
2022年度までに170件

## 基本目標 その3

### 住民とともに支える地域のネットワーク さが

福祉部門相互、福祉と医療・介護、福祉とまちづくりなど、分野内又は分野横断的に多様な主体をつなぐとともに、地域住民同士の相互理解による、連携、ネットワークの再構築に取り組みます。

## 《 基本目標(その3)にかかる取組の全体像 》

基本 目標	取組方針	取組項目
3 住民とともに支える地域のネットワーク さが	(1) 住民、団体等 に向けた情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>①住民への各種相談支援機関等に関する情報の積極的な提供</li> <li>②CSO活動情報やボランティア募集情報等の発信</li> </ul>
	(2) 専門的な医療・ 介護・福祉の連 携	<ul style="list-style-type: none"> <li>①自殺予防における医療・福祉の連携</li> <li>②高次脳機能障害対策における医療・福祉の連携</li> <li>③医療人材の育成</li> <li>④医療と介護の連携強化</li> <li>⑤地域共生ステーションと医療との連携促進の強化</li> <li>⑥有料老人ホームと医療機関との連携</li> </ul>
	(3) 各種相談窓口、 センターの相互 理解と連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>①障害者の相談支援体制の充実</li> <li>②難病患者の日常生活及び医療等に関する相談窓口の連携強化</li> <li>③児童虐待の早期発見、早期対応体制の強化</li> <li>④佐賀県在宅生活サポートセンターの活用(再掲)</li> <li>⑤各種相談支援機関相互の連携の促進</li> </ul>
	(4) 地域における ネットワークづく り	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地域福祉の連携推進</li> <li>②社協による地域のネットワークづくりの取組</li> <li>③佐賀県共同募金会との連携の推進</li> <li>④相談支援機関、サービス提供主体の連携の促進</li> <li>⑤協働社会の推進</li> <li>⑥地域での見守り・発見・支援機能の強化</li> <li>⑦民間事業者との連携による要支援者の把握</li> <li>⑧県外CSO(NPO、NGO)誘致(再掲)</li> </ul>
	(5) 家族の理解を深 める機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>①認知症の正しい知識の普及啓発</li> <li>②障害者への理解の普及・啓発</li> <li>③難病患者会・家族会の活動支援</li> <li>④里親への理解の普及・支援</li> </ul>

《取組方針》3-(1)

**住民、団体等に向けた情報発信**

○「地域のネットワークづくり」において重要なことは、お互いに必要な情報を「知る」ことです。そのため、サービス提供機関や相談支援機関は、自らに関する情報などについて住民等に積極的に提供します。また、支援機関同士での連携や地域住民との協働なども求められます。

<取組項目3-(1)-①> (担当課:福祉課)

**◆住民への各種相談支援機関等に関する情報の積極的な提供**

【取組の方向性】

県内の各種相談支援機関について、地域住民のどのような悩み・課題に対応できるのか、またどのような支援が可能なのか等の情報提供を充実させることで、多様化・複雑化する生活課題に直面しても、住民がすぐに助けを求められるよう、各種機関に関する積極的な情報提供と相談支援体制の強化に取り組みます。

また、市町による地域の実情に応じた包括的な相談・支援体制の整備を図るため、市町に対する情報提供の支援を行い、好事例の普及に努めつつ、市町に対する既存の協議体を活用した連携方策検討の働きかけを行っていきます。

その他、地域共生ステーションの推進や地域の担い手養成講座等を行うことにより、地域の担い手となる人材を育成し、市町を支援します。

【具体的取組】

- ・県の各種機関の相談支援体制に関する情報の提供
- ・県の専門的相談窓口、市町の身近な相談窓口の周知
- ・市町における包括的な支援体制の整備への支援

市町支援(技術)

<取組項目3-(1)-②> (担当課:県民協働課)

**◆CSO活動情報やボランティア募集情報等の発信**

**【取組の方向性】**

ボランティア募集、CSOに関するイベント・セミナー・講座・研修会等の参加募集など各種情報を発信することで、CSO活動について認知を深め、活動の活性化や県民の参加促進につなげます。

**【具体的取組】**

・市民活動応援ポータルサイト「CSOポータル」及びフェイスブック等によるCSO活動情報やボランティア情報の提供

## 《取組方針》3-(2) 専門的な医療・介護・福祉の連携

○地域において、最適なサービスを提供するためには、保健・医療・介護・福祉の関係者によるネットワークの構築が必要です。

<取組項目3-(2)-①> (担当課:障害福祉課)

### ◆自殺予防における医療・福祉の連携

#### 【取組の方向性】

総合的な自殺対策を推進するため、医療、保健、福祉、労働など関係機関が一体となった地域における自殺予防の体制づくりを推進します。

#### 【具体的取組】

- ・電話相談や対面相談、ハイリスク者の精神科医療機関への紹介など、悩んでいる方が相談できるような体制の充実強化
- ・民生委員・児童委員等を対象にしたゲートキーパーの養成や自殺対策に関する研修会の開催 市町支援(財政)
- ・精神疾患への理解を深めるための普及啓発
- ・「こころの健康づくり実行宣言登録事業所」の登録促進
- ・うつ病を早期発見し専門医療につなげるため、かかりつけ医と精神科医の連携強化
- ・自殺対策協議会の開催をはじめとした地域ネットワークの強化
- ・市町への支援の強化(担当者会議、データ提供・計画進捗状況、市町支援(技術)検証等の支援)

#### 【数値目標】

- ・自殺死亡率(人口10万人対)  
2019年度から2022年度まで13人以下に
- ・市町の対面相談窓口  
2017年度の13市町から2022年度までに20市町とする
- ・かかりつけ医から精神科医への紹介件数  
現状の2,000件以上とする

<取組項目3-(2)-②> (担当課:障害福祉課)

◆高次脳機能障害対策における医療・福祉の連携

【取組の方向性】

高次脳機能障害者及び家族への支援体制を充実させるため、医療、保健、福祉など関係機関のネットワーク構築に努めます。

【具体的取組】

- ・支援拠点機関を中心に患者及び家族への相談支援体制を充実強化
- ・医療、保健、福祉等の支援関係者のネットワークの構築 市町支援(技術)
- ・支援関係者及び県民への普及啓発

【数値目標】

- ・高次脳機能障害者支援拠点機関における相談件数(相談支援機関含む)  
2017年度末368人を2022年度730人に

<取組項目3-(2)-③> (担当課:医務課)

◆医療人材の育成

【取組の方向性】

医療従事者の確保については、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療従事者について、将来の需給動向を見通しつつ養成を進め、適正な供給数を確保するとともに、地域的な偏在や診療科間の偏在への対応を進めます。

【具体的取組】

第7次保健医療計画における医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療従事者の確保のための取組を着実に推進

【数値目標】

具体的な数値目標については、保健医療計画(令和元年度末に策定予定)に掲載予定



<取組項目3-(2)-④> (担当課:長寿社会課、医務課)

### ◆医療と介護の連携強化

#### 【取組の方向性】

地域における医療・介護の関係機関が連携し、多職種協働により医療・介護を一体的に提供できる体制が構築できるよう、県の介護部局が県の医療部局や県医師会等と連携して市町の医療・介護連携に向けた取組を支援します。

#### 【具体的取組】

- ・在宅医療・介護連携の取組支援 市町支援(技術)
- ・訪問看護ステーションへの支援 市町支援(技術)
- ・在宅等での看取りの推進

#### 【数値目標】

- ・訪問看護ステーション箇所数  
2016年度末68箇所を2020年度84箇所に
- ・医療機関看取り率  
現状より低下

<取組項目3-(2)-⑤> (担当課:福祉課)

### ◆地域共生ステーションと医療との連携促進の強化

#### 【取組の方向性】

地域共生ステーション(宅老所・ぬくもいホーム)については任意の生活支援サービスを提供しているため、利用者が安心してサービスの提供を受けるには、サービスの質の向上の取組みが重要となります。また、地域共生ステーションは地域福祉の拠点であり、利用者には認知症など医療との連携が必要な方もおり、医療機関との緊密な連携が求められるため、県としても支援していきます。

#### 【具体的取組】

- ・地域共生ステーションにおける医療機関との連携強化
- ・アドバイザー派遣による連携の支援・助言

<取組項目3-(2)-⑥>(担当課:長寿社会課)

◆有料老人ホームと医療機関との連携

【取組の方向性】

有料老人ホームの入居者の健康管理や病状の急変等に備えるため、有料老人ホームにおける協力医療機関やかかりつけ医等との連携を指導していきます。

【具体的取組】

- ・有料老人ホーム設置運営指導指針による医療機関との連携指導
- ・有料老人ホーム研修会等における、管理者や職員に対する訪問看護制度の紹介や情報提供

《基本目標》3住民とともに支える地域のネットワーク さが

《取組方針》(3)各種相談窓口、センターの相互理解と連携強化

## 《取組方針》3-(3) 各種相談窓口、センターの相互理解と連携強化

○適時適切な相談支援やサービスを提供していくためには、各種相談支援機関やセンター同士が、互いの役割を理解し、連携して支援できる体制づくりが必要です。

<取組項目3-(3)-①> (担当課:障害福祉課)

### ◆障害者の相談支援体制の充実

【取組の方向性】

発達障害者支援センターによる専門的な相談支援を実施します。また、発達障害者支援センターが、地域の中核機関としての機能を発揮し、市町の保健、福祉、教育などの関係機関との連携を図り、専門的見地から指導助言し連携を強化します。

【具体的取組】

- ・個別の相談支援への対応
- ・発達障害者支援地域協議会の開催
- ・自立支援協議会への参画
- ・関係機関等に対する研修や支援会議等への参画
- ・関係機関等に対する普及啓発

<取組項目3-(3)-②> (担当課:健康増進課)

### ◆難病患者の日常生活及び医療等に関する相談窓口の連携強化

【取組の方向性】

地域の医療機関、保健福祉事務所、難病医療コーディネーター等が共通事例について情報共有を図るなど各種相談窓口の連携強化を進めます。

【具体的取組】

- ・難病対策協議会における関係者間の情報共有

<取組項目3-(3)-③> (担当課:こども家庭課)

**◆児童虐待の早期発見、早期対応体制の強化**

**【取組の方向性】**

児童虐待の早期発見、早期対応のため、児童相談所の体制を強化するとともに、市町要保護児童対策地域協議会の取組強化を図ります。

また、学校等現場における虐待専門研修を実施します。

**【具体的取組】**

- ・児童虐待対策事業等による児童相談所への嘱託職員の配置等 市町支援(財政)
- ・児童虐待防止市町村支援事業による児童虐待防止地域体制の整備
- ・児童虐待防止対策緊急強化事業による学校等現場における専門研修の実施

**【数値目標】**

- ・佐賀県民意識調査における子育て環境に対して満足と回答した人の割合  
毎年度45.8%

<取組項目3-(3)-④> (担当課:長寿社会課)

◆佐賀県在宅生活サポートセンターの活用(再掲)

【取組の方向性】

佐賀県在宅生活サポートセンターは、県内全域での高齢者等の在宅生活における自立の支援及び介護知識・技術の普及を図るため、

- ①小中高生や企業団体等を対象とした介護の体験講座
  - ②介護技術修得のための講座
  - ③福祉用具・バリアフリーモデル住宅の展示
  - ④介護や福祉用具等に関する相談
  - ⑤市町・地域包括支援センターの職員に対する福祉用具等に係る研修
  - ⑥抱え上げない介護の講習会
- などを実施しています。

県民の皆さんの利便性の向上や、効果的なサービス提供を行うため、センターの移転改築に併せ、バリアフリーモデル住宅のリニューアルや福祉用具の展示・相談体制を整備強化して、市町や関係機関等と連携を図りながら、生活支援体制の充実を図ります。

【具体的取組】

- ・佐賀県在宅生活サポートセンターを活用した介護知識・技術の普及促進
- ・バリアフリーモデル住宅の積極的活用

<取組項目3-(3)-⑤> (担当課:福祉課)

◆各種相談支援機関相互の連携の促進

【取組の方向性】

各種相談窓口について周知を図るとともに、相談機関相互の情報交換、意見交換、情報共有の場をより多く設けることにより、相互理解と連携強化を進め、県内における相談支援体制の広域的かつ重層的なネットワークの構築を図ります。

また、市町による地域の実情に応じた包括的な相談・支援体制の整備を図るため、市町に対する情報提供の支援を行い、好事例の普及に努めつつ、市町に対する既存の協議体を活用した連携方策検討の働きかけを行っていきます。

その他、地域共生ステーションの推進や地域の担い手養成講座等を行うことにより、地域の担い手となる人材を育成し、市町を支援します。

【具体的取組】

- ・市町の身近な相談窓口、県の専門的相談窓口の周知
- ・市町における包括的な支援体制の整備への支援
- ・相談機関相互の意見交換、情報共有の場の設定

市町支援(技術)

《基本目標》3住民とともに支える地域のネットワーク さが

《取組方針》(4)地域におけるネットワークづくり

## 《取組方針》3-(4) 地域におけるネットワークづくり

○専門機関同士のネットワークのみならず、それぞれの地域の中で、民生委員・児童委員や、社会福祉協議会、社会福祉事業者、CSO、企業、行政がきめ細かなネットワークをつくって、地域の見守り機能や課題解決機能を向上させていくことが必要です。

<取組項目3-(4)-①> (担当課:福祉課)

### ◆地域福祉の連携推進

#### 【取組の方向性】

民生委員・児童委員は、「住民の立場に立った相談・支援者」であり、それぞれの地域において高齢者の相談や見守りを行い、地域住民や社会福祉協議会等と連携を図りながら地域福祉の要としての役割が求められています。

そのために、県民に対する民生委員・児童委員活動への理解を深めるための広報活動を行い、さらに、研修等の実施により民生委員・児童委員の相談支援能力を高めるとともに、各関係団体との連携強化を図ります。

#### 【具体的取組】

- ・「民生委員・児童委員の手引き」や各種福祉関係資料の配付等による情報提供
- ・相談支援能力向上等の各種研修の充実
- ・福祉事務所等行政機関との連携による支援
- ・民生委員・児童委員の制度や活動に関する広報の強化
- ・市町に対する工夫事例などの情報提供
- ・市町における包括的な支援体制の整備への支援

市町支援(技術)

市町支援(技術)

市町支援(技術)

<取組項目3-(4)-②> (担当課:福祉課)

### ◆社協による地域のネットワークづくりの取組

#### 【取組の方向性】

社会福祉協議会は社会福祉法109条により「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられており、地域の福祉活動の拠点としての役割があります。今後とも市町社会福祉協議会による住民ニーズの把握や相談援助機能の強化、小地域ネットワーク形成による地域の組織化等の取組を推進していきます。

#### 【具体的取組】

- ・市町社会福祉協議会による取組の推進

<取組項目3-(4)-③> (担当課:福祉課)

### ◆佐賀県共同募金会との連携の推進

#### 【取組の方向性】

共同募金会は、社会福祉法に位置付けられている団体であり、「地域福祉の推進」を目的とする団体です。共同募金は地域福祉のための募金と助成が一体となったしくみであり、既存の制度では対応が困難な課題や制度の狭間に埋もれがちな地域の課題などに光を当て、助成を行っています。

今後とも佐賀県共同募金会の募金活動や広報活動への協力等を行うことにより、県内の寄付文化の醸成に向けた取組等を支援していきます。

#### 【具体的取組】

- ・佐賀県共同募金会による取組の推進



<取組項目3-(4)-④> (担当課:福祉課)

◆相談支援機関、サービス提供主体等の連携の促進

【取組の方向性】

各種相談機関が相互に、また、サービス提供主体等との間で、あるいは、現場の第一線で活動している方々が意見交換・情報共有を行う場をより多く設けることにより、相互理解と連携強化を進め、課題解決機能の強化に努めます。

また、市町による地域の実情に応じた包括的な相談・支援体制の整備を図るとともに、地域課題の施策への反映を促すため、市町に対する情報提供の支援を行い、好事例の普及に努めつつ、市町に対する既存の協議体を活用した連携方策検討の働きかけを行っていきます。

その他、地域共生ステーションの推進や地域の担い手養成講座等を行うことにより、地域の担い手となる人材を育成し、市町を支援します。

【具体的取組】

- ・意見交換、情報共有の場の設定
- ・「さが現場の声と想いをつなぐ懇談会※」の開催
- ・県の専門的な相談窓口、市町の身近な相談窓口の周知
- ・市町における包括的な支援体制の整備への支援

市町支援(技術)

※さが現場の声と想いをつなぐ懇談会…日常的に支援を必要とする方を医療や福祉などの現場で支えている方々が意見交換や情報共有を行う場。その場で出された現場の声のうち、県としての新たな発見・気づきとなるものについては、誰もが安心して暮らせる佐賀県の実現に向けた取組に反映させていく。

<取組項目3-(4)-⑤> (担当課:県民協働課)

◆協働社会の推進

【取組の方向性】

様々な主体との協働社会を目指し、県民、CSO、企業などの協働を進めていきます。

【具体的取組】

- ・CSO提案型による協働事業の実施

【数値目標】

- ・CSO提案型協働創出事業数(再掲)  
2022年度までに10事業

<取組項目3-(4)-⑥> (担当課:福祉課)

◆地域での見守り・発見・支援機能の強化

【取組の方向性】

独居高齢者の安全確認や行方不明者の早期発見・保護を含め、地域での見守り体制を整備することが求められています。

市町における地域でのきめ細かい見守り・支援機能を一層、充実強化するために、より身近な自治会単位等など小地域での見守り・発見・支援体制の整備を図ります。

【具体的取組】

- ・民生委員・児童委員等による地域の見守り・支援
- ・小地域ネットワークの推進
- ・地域共生ステーションによる地域見守り機能

市町支援(技術)

市町支援(技術) (財政)

<取組項目3-(4)-⑦> (担当課:福祉課)

◆民間事業者等との連携による要支援者の把握

【取組の方向性】

地域における見守り体制の整備においては、専門機関同士のネットワークのみならず、それぞれの地域の中で、CSO、企業等とも協働し、きめ細かなネットワークをつくって、地域の見守り機能を向上させていく必要があります。

電気・ガス・水道等の民間事業者、市町と連携して、地域の要支援者の把握に努めます。

【具体的取組】

- ・民間事業者、市町との連携による要支援者の把握と適切な支援

市町支援(技術)

<取組項目3-(4)-⑧> (担当課:県民協働課)

◆県外CSO(NPO、NGO)誘致(再掲)

【取組の方向性】

県外で活躍するCSOの誘致により、人材の流入と雇用創出につなげるとともに、県内CSOの事業拡大や事業創出を図ります。

【具体的取組】

- ・首都圏等のイベントで広報・周知するなどして、県外で活躍するCSOを誘致する。

【数値目標】

- ・県外CSO(NPO、NGO)誘致件数  
2022年度までに14件(累計)

《基本目標》3住民とともに支える地域のネットワーク さが

《取組方針》(5)家族の理解を深める機会の充実

## 《取組方針》3-(5) 家族の理解を深める機会の充実

○支援を必要とする人に適切な支援を行うためには、家族の理解と協力が必要不可欠です。そのため、家族に対する正しい知識の提供や、一般の理解促進に努める必要があります。

<取組項目3-(5)-①> (担当課:長寿社会課)

### ◆認知症の正しい知識の普及啓発

#### 【取組の方向性】

認知症の人を社会全体で支えるため、認知症を正しく理解し、認知症の人とその家族を温かく見守り、支援する「認知症サポーター」とその講師役となる「キャラバン・メイト」を養成します。

#### 【具体的取組】

・認知症サポーターの養成

市町支援(技術)

#### 【数値目標】

・認知症サポーター数

2020年度までに103,500人

<取組項目3-(5)-②> (担当課:障害福祉課)

◆障害者への理解の普及・啓発

【取組の方向性】

障害のあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域でともに暮らしやすい共生社会を目指し、障害者差別解消条例やヘルプマーク等の普及を通じた障害及び障害者に対する県民への理解啓発、各種イベント等を通じた交流の促進を図ります。

【具体的取組】

- ・スマイルフェスタ(精神保健福祉大会)
- ・小・中・高校・専修学校への障害者理解のための課外授業
- ・心の輪を広げる作文・ポスター事業
- ・障害者関係団体のイベント等の情報発信
- ・障害者差別解消条例やヘルプマーク等の普及啓発

【数値目標】

- ・「障害者月間」の認知度  
2018年度27.3%を2020年度80.0%に
- ・障害(者)に関する理解啓発・交流事業に取り組む団体数  
2018年度73箇所を、2022年度末85箇所に

<取組項目3-(5)-③> (担当課:健康増進課)

◆難病患者会・家族会の活動支援

【取組の方向性】

難病患者・家族自身が自ら活動できるような患者会・家族会となるような活動の場を提供するとともに、患者会のない難病患者・家族同士の交流・情報交換を支援をします。

【具体的取組】

- ・佐賀県難病相談支援センターにおける難病患者・家族会の開催場所の提供
- ・難病患者会・家族会の発足支援
- ・患者会のない疾患の患者・家族の交流会の開催

<取組項目3-(5)-④> (担当課:こども家庭課)

◆里親への理解の普及・支援

【取組の方向性】

社会的養護では、原則として家庭的養護を優先することが求められていることから、より家庭的な養育環境を提供することができる里親委託を推進するために、里親制度に対する県民の理解を深めるとともに、里親の育成・支援を引き続き実施します。

【具体的取組】

- ・里親研修の実施
- ・里親委託推進員の配置
- ・里親制度の普及・理解のための啓発及び協議会の設置

## 基本目標 その4

### 地域を支え、現場を輝かせるふくし 人材 さが

福祉の現場がすべての人にとって安心できるものとなるよう、福祉施設等で働く専門職、地域福祉活動を支える団体スタッフやボランティアなど、地域福祉にとって必要な人材の育成・確保及び資質向上に取り組めます。

## 《 基本目標(その4)にかかる取組の全体像 》

基本 目標	取組方針	取組項目と具体的取組
<b>4</b> <b>地域を支え、現場を輝かせるふくし人材さが</b>	<b>(1)</b> <b>福祉人材の確保、育成、資質向上</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①福祉人材研修センターによる人材養成・確保等の取組</li> <li>②介護サービスを担う人材の養成・確保(介護員養成研修修了者の確保)</li> <li>③介護サービスを担う人材の養成・確保(介護サービス分野の人材確保)</li> <li>④介護サービスを担う人材の養成・確保(社会福祉士及び介護福祉士の確保)</li> <li>⑤地域における福祉・介護人材の確保</li> <li>⑥障害福祉サービス等に関わる人材の資質向上(自立生活サービスを担う人材の育成)</li> <li>⑦重症難病患者に対応できる介護等人材の確保</li> <li>⑧保育士等の研修の実施</li> <li>⑨保育人材の確保</li> <li>⑩民生委員・児童委員の確保</li> <li>⑪ボランティア活動の支援(再掲)</li> <li>⑫ボランティア、CSOの参加促進</li> <li>⑬難病患者会・家族会の活動支援</li> <li>⑭CSOの活動基盤強化支援(再掲)</li> <li>⑮佐賀県駅北館周辺施設を活用した人材育成</li> <li>⑯佐賀県在宅生活サポートセンターの活用(再掲)</li> <li>⑰自立生活サービスを担う人材の育成</li> </ul>
	<b>(2)</b> <b>福祉人材の働きやすい環境づくり</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①保育所職員処遇の改善</li> <li>②介護保険・障害福祉サービス事業所職員の処遇改善</li> </ul>
	<b>(3)</b> <b>高齢者、障害者等の福祉活動参加</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地域社会での活動促進</li> <li>②地域共生ステーションにおける障害者等の活動促進</li> </ul>
	<b>(4)</b> <b>成年後見人の確保、市民後見人の普及</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①成年後見制度の利用促進(再掲)</li> </ul>



《基本目標》4地域を支え、現場を輝かせるふくし人材 さが

《取組方針》(1)福祉人材の確保、育成、資質向上

## 《取組方針》4-(1) 福祉人材の確保、育成、資質向上

○福祉施設等で働く専門職、地域福祉活動を支える団体スタッフやボランティアなど、地域福祉にとって必要な人材の育成・確保及び資質向上に取り組めます。

<取組項目4-(1)-①> (担当課:福祉課)

### ◆福祉人材研修センターによる人材養成・確保等の取組

#### 【取組の方向性】

高齢化社会において、介護・福祉ニーズは拡大し、生産年齢人口は減少しています。また近年では、福祉・介護現場の離職率は高まっており、一方では就労希望者が減少するなど、福祉人材の養成・確保は喫緊の課題となっています。

福祉人材研修センターにおいては無料職業紹介や就職面接会の開催などにより、質の高い福祉人材の安定的な確保に取り組めます。

さらに、福祉人材の養成、就業の援助、職場の開拓などにより、求人事業所と求職者のマッチングを図ります。

また、福祉人材の定着を図るため、社会福祉事業経営者からの相談に応じて職場環境改善などを行うなど、事業所に対する必要な支援を行い、従業者がいきいきと働くことができる明るい職場づくりに努めます。

#### 【具体的取組】

- ・無料職業紹介や就職面接会の開催
- ・各種研修会、講習会の開催などによる福祉人材の養成・確保
- ・就職相談や就業援助、職場の開拓
- ・潜在的有資格者への働きかけや、他分野の離職者に対する職場紹介
- ・事業所に対する職場環境改善等の助言
- ・従事者向けの相談窓口の設置や福利厚生事業の充実

<取組項目4-(1)-②> (担当課:長寿社会課)

**◆介護サービスを担う人材の養成・確保(介護員養成研修修了者の確保)**

【取組の方向性】

訪問介護員となりうる介護職員初任者研修修了者や生活援助従事者研修修了者を養成し、要支援・要介護者がサービスを利用したいときに確実に安心して利用できるサービス供給体制を確保していきます。

また、介護職としての基本的な知識や技術を修得する機会を確保していくことで介護従事者等の資質の向上を推進していきます。

【具体的取組】

- ・指定養成機関による介護員養成研修(介護職員初任者研修、生活援助従事者研修)の円滑な実施の支援
- ・介護員養成研修受講者への受講料補助

<取組項目4-(1)-③> (担当課:長寿社会課)

**◆介護サービスを担う人材の養成・確保(介護サービス分野の人材確保)**

【取組の方向性】

介護人材を安定的に確保していくため、学卒者、中高年齢者や他業種からの「新規参入の促進」、介護職員処遇改善加算の取得等による「処遇の改善」、抱え上げない介護の推進や、介護ロボット等の活用などによる「労働環境の改善」、そして職員の「資質の向上」の取組を総合的に実施していきます。

【具体的取組】

- ・介護職のイメージアップ等による参入の促進
- ・元気高齢者等多様な人材の参入の促進
- ・外国人介護人材の受入環境の整備
- ・抱え上げない介護の推進や介護ロボットの活用等による介護従事者の負担軽減
- ・各種研修事業による介護従事者の資質の向上

<取組項目4-(1)-④> (担当課:福祉課)

◆介護サービスを担う人材の養成・確保(社会福祉士及び介護福祉士の確保)

【取組の方向性】

今後、介護職員は、介護福祉士であることが基本とされており、社会福祉士についても、地域包括支援センターにおいて介護保険対象外サービスを含む、高齢者や家族に対する総合的な相談・支援を行う役割を担うことになっています。社会福祉士及び介護福祉士の役割はますます重要になることから、その養成・確保のため国家試験のPRなどを行います。

また、介護福祉士養成施設等に在籍する学生に対し、修学資金を貸与することにより、介護福祉士や社会福祉士の資格取得を目指す人材の修学を容易にし、質の高い人材の確保を図ります。

【具体的取組】

- ・社会福祉士・介護福祉士国家試験のPR
- ・介護福祉士等修学資金の貸付制度の活用による人材の育成

<取組項目4-(1)-⑤> (担当課:福祉課)

◆地域における福祉・介護人材の確保

【取組の方向性】

質の高い福祉人材の安定的な確保が求められる中、地域共生ステーションなどの小規模事業所においては、福祉人材の確保がより困難な状況となっています。

地域共生ステーションに対しては経営者や従事者に対する雇用管理や介護技術、地域共生社会の実現に関する研修を実施することにより、福祉・介護の質の向上に努めます。

また、地域住民にとって身近な拠点となるよう、地域住民との交流を図り、ボランティア活動参加のきっかけづくりに取り組み、住民相互の支え合い体制を構築することにより人材確保に取り組みます。

【具体的取組】

- ・経営者や従事者に対する雇用管理や介護技術に関する研修の実施
- ・地域交流促進によるボランティア活動の促進
- ・地域住民等に対する「介護」についての普及啓発

<取組項目4-(1)-⑥> (担当課:障害福祉課)

◆障害福祉サービス等に関わる人材の資質向上(自立生活サービスを担う人材の育成)

【取組の方向性】

福祉サービス及び相談支援が円滑に実施されるよう、障害福祉サービス等を提供する者又はこれらの者に必要な指導を行う者に対して専門的研修を実施することにより資質向上を図ります。

【具体的取組】

・サービス等を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者などに対して専門的研修を実施

【数値目標】※受講者数(人)／年間

- ・認定調査員研修 70人
- ・審査会委員研修 20人
- ・主治医研修 120人
- ・重度訪問介護従事者養成研修 20人
- ・同行援護従事者養成研修(一般課程) 100人
- ・同行援護従事者養成研修(応用課程) 100人
- ・行動援護従事者養成研修 20人
- ・相談支援従事者初任者研修 200人
- ・相談支援従事者現任者研修 80人
- ・相談支援従事者専門研修 100人
- ・サービス管理責任者研修 250人(※児童発達支援管理責任者研修を含む)
- ・介護職員等に対する喀痰吸引等(特定の者対象)の実施のための研修 60人
- ・介護職員等に対する喀痰吸引等(不特定の者対象)の実施のための研修 100人
- ・強度行動障害者支援者養成研修(基礎研修) 100人

《基本目標》4地域を支え、現場を輝かせるふくし人材 さが

《取組方針》(1)福祉人材の確保、育成、資質向上

- ・強度行動障害者支援者養成研修(実践研修) 60人
- ・かかりつけ医うつ病対応力向上研修 200人
- ・障害児保育基礎研修(幼稚園・保育園・認定こども園向け) 30人
- ・児童発達支援基礎研修(通所事業所向け) 30人
- ・障害児支援ステップアップ研修 30人
- ・音声機能障害者発声訓練指導者養成 3人
- ・障害者虐待防止・権利擁護研修 100人

<取組項目4-(1)-⑦> (担当課:健康増進課)

◆重症難病患者に対応できる介護等人材の確保

【取組の方向性】

各保健福祉事務所等における医療従事者向けの研修会の実施などにより、胃ろうや人工呼吸器を装着している等重症の難病患者のニーズに適切に応えられる人材の養成・確保つなげていきます。

【具体的取組】

- ・看護、介護に従事する人材等に対する重症難病に関する研修会等の開催

<取組項目4-(1)-⑧> (担当課:こども未来課)

◆保育士等の研修の実施

【取組の方向性】

認可保育所、認定こども園及び認可外保育所の保育士等を対象に研修を実施することにより、保育士等の資質の向上を図ります。

【具体的取組】

- ・保育士等を対象とした各種研修に対する補助
- ・保育士等のキャリアアップ研修の実施

<取組項目4-(1)-⑨> (担当課:こども未来課)

◆保育人材の確保

【取組の方向性】

施設的には余裕があっても、保育士がいないことにより発生している待機児童を解消するため、「保育士・保育所支援センター」による保育士と保育所等とのマッチング支援、保育士のキャリアアップ及びそれに伴う処遇改善などを進め、保育士の確保図ります。

【具体的取組】

- ・保育士・保育所支援センターによる保育士確保支援
- ・保育士修学資金貸付の実施
- ・保育士就職準備金貸付の実施
- ・保育士試験による資格取得支援事業費の補助
- ・保育士の知識と技能に応じた処遇改善の実施及びキャリアアップ研修の実施
- ・保育補助者雇上げ強化事業の実施による保育士の負担軽減
- ・潜在保育士のトライアル雇用事業
- ・保育所の職場環境改善のために専門家からのアドバイス等を受ける際の経費補助

【数値目標】

- ・4月1日時点の保育所待機児童数  
2021年4月までに0人に

<取組項目4-(1)-⑩> (担当課:福祉課)

◆民生委員・児童委員の確保

【取組の方向性】

民生委員・児童委員は「住民の立場に立った相談・支援者」であり、地域福祉の要として活動しています。なり手不足を解消するために、広報活動の強化や様々な工夫事例等を市町と情報共有することで、負担軽減などを図り、人材の確保に努めます。

【具体的取組】

- ・民生委員・児童委員の制度や活動に関する広報の強化
- ・市町との人材確保・負担軽減に関する工夫事例などの情報共有

<取組項目4-(1)-⑪> (担当課:福祉課)

◆ボランティア活動の支援(再掲)

【取組の方向性】

これまでも地域福祉は県民によって支えられてきましたが、より一層の地域福祉の充実を図るためには、今後も、地域住民や民間団体の協力、行政や事業者との連携が必要となります。

そこで、県社会福祉協議会や各市町社会福祉協議会、ボランティア活動等支援団体が行うボランティア活動の推進を図るための各種事業に協力するとともに、子どもから高齢者まで幅広く地域住民に対して、ボランティア活動への参加を促していくことで、県民とともに支える地域福祉の体制強化を図ります。

【具体的取組】

- ・地域福祉振興基金を活用したボランティア活動に関する研修の実施
- ・地域福祉振興基金によるCSO及び民間団体が実施する福祉関係事業への助成
- ・地域のボランティア団体との連携・協力



<取組項目4-(1)-⑫> (担当課:県民協働課)

◆ボランティア、CSOの参加促進

【取組の方向性】

自分も何か行動してみたいという思いを高めた人を、実際に一歩踏み出せる場を提供することにより応援します。

また、家庭や職業上の役割のほかに社会的な役割を1つは持つ人を増やし、地域の課題解決を図ることで暮らしの満足度を高めます。

【具体的取組】

・市民活動応援ポータルサイト「CSOポータル」及びフェイスブック等によるボランティア情報の提供

・公益財団法人佐賀未来創造基金や県内各地の中間支援組織との協働によるプラスワン活動の推進

<取組項目4-(1)-⑬> (担当課:健康増進課)

◆難病患者会・家族会の活動支援

【取組の方向性】

難病患者・家族自身が自ら活動できるような患者会・家族会となるよう活動の場を提供し、その活動を支援します。また、患者会のない疾患の交流会を行い、患者・家族が交流し情報を得られる機会を提供します。

【具体的取組】

・難病患者会・家族会の活動及び発足支援

<取組項目4-(1)-⑭> (担当課:県民協働課)

**◆CSOの活動基盤強化支援(再掲)**

【取組の方向性】

県内のCSO(市民社会組織)が、公益性の高いサービスを自立的に提供できるよう資金調達力の強化に関する支援を行います。

【具体的取組】

- ・CSOの資金調達力の強化支援
- ・市民活動応援ポータルサイト「CSOポータル」等による助成金情報の提供
- ・佐賀県ふるさと寄附金(「NPO等を指定したふるさと納税」)の活用
- ・佐賀CSOさいこう事業の推進

<取組項目4-(1)-⑮> (担当課:こども家庭課、障害福祉課、健康増進課)

**◆佐賀県駅北館周辺施設を活用した人材育成**

【取組の方向性】

佐賀市の佐賀県駅北館及び周辺における福祉関係の相談・支援機関の集積を生かし、県民や事業者等に対する情報発信、情報交換、人材育成の拠点となるよう各種取組を進めます。

【具体的取組】

- ・佐賀県駅北館及び周辺施設の活用促進

<取組項目4-(1)-⑯> (担当課:長寿社会課)

◆佐賀県在宅生活サポートセンターの活用(再掲)

【取組の方向性】

佐賀県在宅生活サポートセンターは、県内全域での高齢者等の在宅生活における自立の支援及び介護知識・技術の普及を図るため、

- ①小中高生や企業団体等を対象とした介護の体験講座
- ②介護技術修得のための講座
- ③福祉用具・バリアフリーモデル住宅の展示
- ④介護や福祉用具等に関する相談
- ⑤市町・地域包括支援センターの職員に対する福祉用具等に係る研修などを実施しています。

県民の皆さんの利便性の向上や、効果的なサービス提供を行うため、センターの移転改築に併せ、バリアフリーモデル住宅のリニューアルや福祉用具の展示・相談体制を整備強化して、市町や関係機関等と連携を図りながら、生活支援体制の充実を図ります。

【具体的取組】

- ・佐賀県在宅生活サポートセンターを活用した介護知識・技術の普及促進
- ・バリアフリーモデル住宅の積極的活用

<取組項目4-(1)-⑰> (担当課:長寿社会課)

◆自立生活サービスを担う人材の育成

【取組の方向性】

佐賀県在宅生活サポートセンターについては、「ユニバーサルデザインを活かした誰もが自分らしく暮らせる生活スタイル」を提案していく拠点として、「在宅生活を支える施設」、「在宅生活を支える機関・団体等をつなぐ施設」、「在宅生活を支える人材を育成する施設」としての機能を充実させていく必要があります。

介護を必要とする高齢者だけでなく、介護は必要ではないけど日常生活の中で支障を感じている高齢者や障害者、難病患者など全ての在宅生活者に対し、ちょっとした工夫や配慮を行うことでよりよい暮らし・自立した生活ができるように、必要な助言や支援が行える人材の育成を図っていきます。

【具体的取組】

・佐賀県在宅生活サポートセンターの活用

《基本目標》4地域を支え、現場を輝かせるふくし人材 さが

《取組方針》(2)福祉人材の働きやすい環境づくり

## 《取組方針》4-(2) 福祉人材の働きやすい環境づくり

○事業所等における適切な職員処遇の確認などを通じ、福祉人材の働きやすい環境が確保されるようにしていく必要があります。

<取組項目4-(2)-①> (担当課:こども未来課)

### ◆保育所職員処遇の改善

【取組の方向性】

今後とも、毎年実施している保育所実地検査において、施設が法令を順守した職員処遇を行っているか、確認します。

【具体的取組】

・保育所実地検査の実施

<取組項目4-(2)-②> (担当課:長寿社会課、障害福祉課)

### ◆介護保険・障害福祉サービス事業所職員の処遇改善

【取組の方向性】

処遇改善加算による職員の賃金改善等について、「新しい経済政策パッケージ」に基づく処遇改善加算も含めた制度についての理解が進むよう、適切に指導を行います。また、より上位の区分の加算を取得するように積極的に働きかけます。

【具体的取組】

・制度説明会の実施

・事業所訪問

《基本目標》4地域を支え、現場を輝かせるふくし人材 さが

《取組方針》(3) 高齢者、障害者等の福祉活動参加

### 《取組方針》4-(3)

## 高齢者、障害者等の福祉活動参加

○互いに支え合う地域社会をつくっていくため、高齢であっても障害があっても地域社会を支える主体として様々な場で活躍できるようにしていく必要があります。

<取組項目4-(3)-①> (担当課:長寿社会課)

### ◆地域社会での活動促進

#### 【取組の方向性】

市町(介護保険者)、老人クラブ、公益財団法人佐賀県長寿社会振興財団等と連携し、意欲ある元気な高齢者が、地域社会を支える担い手として、地域とつながりを持ち、福祉活動等にいきいきと参加できるような環境整備や仕組みづくりを推進します。

#### 【具体的取組】

- ・老人クラブが行う地域活動への支援
- ・高齢者が行うボランティア活動への支援
- ・ゆめさが大学(旧佐賀県高齢者大学)の運営及び人材育成への支援

市町支援(技術) (財政)

#### 【数値目標】

- ・元気高齢者社会参加活動推進制度によるボランティア登録者数  
2020年度まで1,840人に

<取組項目4-(3)-②> (担当課:福祉課)

◆地域共生ステーションにおける障害者等の活動促進

【取組の方向性】

障害者や高齢者などが、その能力や経験、自主性を理解・尊重され、社会活動とりわけ福祉活動に参加できるような環境づくりが必要です。

そこで、宅老所やぬくもいホームなど地域共生ステーションにおいて、障害のある人が職員として利用者のお世話をしたり、利用者も、自らの能力を活かして活躍できるよう推進します。

【具体的取組】

- ・地域共生ステーションにおける障害者の就労促進
- ・地域共生ステーションにおける利用者の活躍促進

《基本目標》4地域を支え、現場を輝かせるふくし人材 さが

《取組方針》(4) 成年後見人の確保、市民後見人の普及

《取組方針》4-(4)

## 成年後見人の確保、市民後見人の普及

○認知症や障害などにより判断能力が不十分な人を支援する制度である成年後見制度について、成年後見人の確保や市民後見人の普及を推進していく必要があります。

<取組項目4-(4)-①>(担当課:長寿社会課、障害福祉課)

### ◆成年後見制度の利用促進(再掲)

#### 【取組の方向性】

成年後見制度利用促進法が成立し、市町は、成年後見制度の利用促進に向けて、関係者の連携ネットワークの構築等の取組を進めることとされました。

成年後見制度の利用促進に向けて、市町と関係者との意見交換を踏まえ、体制構築の取組を支援します。

#### 【具体的取組】

・成年後見の担い手育成(市町社会福祉協議会への個別支援、市民後見人育成研修会の開催)